

令和2年度（令和元年度事業対象）

座間市教育事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書

令和2年11月
座間市教育委員会

目 次

I	はじめに	1
1	趣旨	1
2	点検・評価の対象	1
3	点検・評価の方法	2
4	学識経験者の意見	2
II	令和元年度取組及び点検・評価結果	3
1	教育環境	3
(1)	安全・快適な教育施設環境の確保	3
(2)	情報機器等の整備	4
(3)	多面的な教育振興	5
2	学校保健	7
(1)	健康管理の実施	7
(2)	環境衛生の維持・改善	8
(3)	給食の施設・設備の充実	9
(4)	教職員の福利厚生事業の支援	10
(5)	保護者の経済的負担軽減	11
3	教育活動	13
(1)	教育指導の計画的実施	13
(2)	地域連携による学校づくり	17
(3)	児童、生徒に適した指導・支援	19
(4)	情報化・国際化教育の推進	21
(5)	調査研究や研修講座の充実	23
(6)	教育相談体制の充実	27

4	生涯学習	3 2
(1)	学習機会と拠点施設の充実	3 2
(2)	学習環境の整備	3 6
(3)	市民自主企画講座の支援	4 0
(4)	生涯学習活動指導者の養成	4 1
(5)	生涯学習施設運営への市民参加推進	4 2
5	市民文化	4 5
(1)	文化施設の整備・維持管理及び運営	4 5
(2)	市民の文化活動支援	4 6
(3)	歴史・伝統文化の保存と継承	4 7
Ⅲ	まとめ	5 4

I はじめに

1 趣旨

座間市教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこととされています。

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

この規定は、教育委員会が教育行政事務に関し独立した執行権限を有する機関であることから、教育の基本方針に基づき、どのように事務が執行されているかを自らチェックし、市民にその状況を説明する必要があるとの目的で設けられたものです。

平成27年4月には、教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されました。この法改正により、地方公共団体の教育・文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定や市長と教育委員会による総合教育会議の開催が規定され、本市においても総合教育会議を開催する中で、座間市教育大綱を平成28年1月に策定し、平成31年4月には第2期座間市教育大綱を策定しました。

本年は、第四次座間市総合計画基本構想の9年目に当たる令和元年度事業を対象に、昨年の報告書に示された課題等を踏まえ、平成23年度を初年度とする「豊かな心を育むひまわりプラン」及び「生涯学習プラン」により進められている事業を含め実績を検証しました。

また、点検、評価を行うに当たっては、座間市行政評価や学識経験者の意見等を参考にし、これまでの計画に加え、座間市教育大綱の基本目標を着眼点に、点検及び評価を進めました。

2 点検・評価の対象

点検、評価の対象は、第四次座間市総合計画基本構想を実現するための教育部門における将来目標「のびやかに 豊かな心 はぐくむまち」に向かって、五つの施策によって取り組んだ主要事業を対象として実施しました。

3 点検・評価の方法

点検、評価に当たっては、「教育環境」、「学校保健」、「教育活動」、「生涯学習」、及び「市民文化」の施策ごとの令和元年度の主な事業について、教育委員会としての自己評価と今後の課題及び取り組みについて考査し、できるだけ具体例を挙げながら分かりやすく記述するよう努めました。

4 学識経験者の意見

点検・評価の客観性を確保するため、本市の教育に関し学識経験を有する次の3人の方々による点検評価委員会を設置し、様々な御意見、御助言をいただきました。御意見は、各施策の末に付記するとともに、課題等に加えて今後の事業の実施に生かしてまいります。

職	氏 名	経 歴
委員長	金 子 槇之輔	元座間市教育委員会教育長
委 員	大 塚 知 子	元座間市教育委員長・元大和市立小学校長
委 員	八 木 亨	元座間市教育委員会教育部長

5 その他

本年2月以降、新型コロナウイルス感染症対策により、令和元年度事業の一部に影響が生じたことを踏まえ、感染拡大防止に努めながら事業が実施できた教育活動や生涯学習の取り組み及び次年度における方策等について、可能な限り記述しました。

II 令和元年度取組及び点検・評価結果

1 教育環境

<総合計画における目標>

小・中学校では、安全で快適な施設環境の下、児童、生徒が充実した教材を活用し、生き生きとして学習に取り組んでいます。

また、各種の就学援助制度により、経済的に安定して就学できる体制が整っています。

(1) 安全・快適な教育施設環境の確保

【施策の方向】

環境負荷への低減を図りながら安全かつ快適な教育施設環境を確保します。

【取組の概要】

- ① 学校施設の安全確保として、次のとおり法定点検・安全点検を実施しました。また、文部科学省が推進している非構造部材（天井、壁材等）の点検を実施しました。
 - ・ 消防設備点検業務委託
 - ・ 自家用電気工作物保安管理業務委託
 - ・ 受水槽高架水槽点検業務委託
 - ・ 運動遊具及び体育器具安全点検業務委託各点検で指摘があったものについては、改修を実施しました。
- ② 学習環境の改善及び老朽化対策とし、学校現場の意見を取り入れながら、次のとおり学校施設の非構造部材等のほか、トイレの改修を行いました。
 - ・ 中原小学校屋上防水改修工事（I期）
 - ・ 東中学校2号棟外壁及び屋上防水改修工事
 - ・ 座間小学校3号棟便器改修工事（小規模工事）
 - ・ 相模が丘小学校屋外便所便器改修工事（小規模工事）
 - ・ 西中学校屋外便所改修工事（小規模工事）
 - ・ 東中学校屋外便所改修工事（小規模工事）
- ③ 空調設備の整備など引き続き快適な学習環境の確保をしました。
 - ・ 空調設備機器に損傷やガス漏れ等の異常がないことを点検しました。平成30年度に引き続き快適な学習環境の確保をしました。
 - ・ 児童、生徒等によるゴーヤ、ヘチマ、あさがお等を使用したグリーンカーテン作りを学校現場の協力を得ながら推進をしており、17校中13校で実施しました。

- ・ 校庭の一部を芝生化している座間中学校では、学校と地域交流協議会との協働による芝生の管理を継続して実施しました。この芝生は、生徒が部活の休憩場所として利用しています。

【課題等】

- ① 学校施設の安全確保のため、法定の定期点検等による不良箇所及び老朽化による劣化や消耗が進んでいる箇所の修繕等を継続的に行う必要があります。
- ② 整備を進めてきました学校の校舎等の構造体の耐震化は完了していますが、避難所にも指定されている学校施設の老朽化は進んでおり、非構造部材の耐震化を含め、公共施設再整備計画^(※1)と整合を図りながら、長期的な改修、改築計画を作成し、施設の安全性を最優先に施設の改善及び防災機能強化に積極的に取り組む必要があります。
- ③ 環境教育の一環として、エコへの関心を高めるため、太陽光発電や壁面緑化などの継続的な推進が必要となっています。

また、校庭の芝生化は、整備後の継続的な維持管理が課題です。各種団体や地域における芝生化に対する機運の高まりによる学校支援や地域連携をもって整備を推進する必要があります。

(2) 情報機器等の整備

【施策の方向】

児童、生徒が理解しやすく、意欲的に授業に取り組むことができる情報機器等の整備を進めます。

【取組の概要】

- ① 耐用年数の超過した電子黒板について、令和2年度までに全てを更新する計画の中、令和元年度はその一部を更新し、情報教育環境の充実に努めました。
- ② 情報機器教材の利用頻度を上げ、学習効果の向上を図るため、情報化教育推進の一環として、教育研究部門と連携し、教職員研修事業で情報教育研修講座を8回実施しました。（「3、教育活動」の施策の26ページ参照）
- ③ 教職員の多忙感の軽減を目的に平成29年度に導入した校務支援システム^(※2)の活用も進んでおり、成績処理等に係る校務処理時間が短縮されました。また、児童生徒

(※1) 公共施設再整備計画

令和2年3月策定。令和11年度まで、学校施設は現状の体制を維持していく。

(※2) 校務支援システム

出席簿、通知表、指導要録の作成、保健管理等の事務処理及び職員間の情報共有を可能にするシステム

と向き合う時間の確保にも繋がっています。

【課題等】

- ① 情報化により学校教材が著しく進化している中で、ICT^(※3)を活用した分かりやすい授業方法や、児童、生徒がコンピュータ機器とともにネットワークなどの情報手段に慣れ親しむことで情報モラルを含めた情報活用能力を身に付けることが求められています。
- ② 国における教育振興基本計画に基づき、学校のICT環境の実態を踏まえつつ、教育の情報化を着実に推進していく必要があります。また、情報手段を適切に活用するための有効な機器の導入検討に当たっては、常に学校現場と教育研究部門とが連携して取り組む必要があります。

(3) 多面的な教育振興

【施策の方向】

教育の機会均等を図るため、幼児・生徒の保護者の経済的な負担軽減を図ります^(※4)。

【取組の概要】

- ① 学校教育法に規定する高等学校課程及び高等専門学校課程に進学する生徒に経済的援助を行うため、市進学資金貸付制度の案内を中学校3学年に配布する等により周知しました。また、保護者からの個別相談に応じる中で、併せて県高等学校奨学金貸付制度の情報提供にも努めています。

[高校進学資金貸付人数]

項目	年度				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
公立高校進学者 (貸付額10万円)	1人	2人	—	—	1人
私立高校進学者 (貸付額20万円)	—	—	—	—	—
合計	1人	2人	—	—	1人

また、貸付金の返還が滞っている家庭を個別に訪問するなど、滞納の解消に努めました。

(※3) ICT

Information & Communication Technology の略で、情報通信技術を活用したコミュニケーション、情報・知識の共有をより強調した表現。

(※4) 幼児教育に係る事業は、平成28年度から市長部局の子ども未来部保育課に移管。

【課題等】

- ① 年収 590 万円未満の世帯について、国による高等学校等就学支援金及び県による学費補助金により、県内私立高等学校の授業料を 444,000 円まで支援する制度等の拡充がされています。本市の奨学金は、最も費用が掛かる入学時に全額を一括して貸与することが特徴ですが、希望者が少ないため動向を注視していきます。

【点検評価委員の主な意見】

- 学校施設の老朽化が進む中、快適な学習環境の確保及び避難所の機能を果たすためにも、公共施設再整備計画と整合した長期的な改修・改築計画を策定しつつ積極的に進めていくことが必要である。また、適切な維持管理のためにも、これまで以上に学校現場との連携を密にし、施設の安全確保と計画的な防災機能強化を進めていくことが必要である。
- 児童、生徒が理解しやすく、意欲的に授業に取り組むことができる情報機器等の整備や、その活用を図るための教職員研修の充実を学校現場及び教育研究部門と常に連携し、適切に進められていることを評価する。
- 耐用年数の超過した情報機器等は速やかに更新するとともに、今後整備予定であるタブレット型端末は、児童、生徒が理解しやすく意欲的に授業に取り組むことが期待できるほか、学校休業中や登校できない児童、生徒にリモート授業が可能となる情報機器であるため、積極的な整備に努められたい。
- 高等学校等の学費支援については、令和元年度に年収 590 万円未満の世帯で私立高校の授業料が実質無償化したことに加え、年収 750 万円未満の世帯には返済不要の入学金 10 万円が補助される等、国及び県の支援が拡充している。この現状を踏まえ、本市進学資金貸付制度については、制度の終了を含めた見直しの検討が必要である。

評 価

- ◎ 全ての小・中学校施設の構造体の耐震補強関係工事は完了していますが、学校施設の老朽化は進んでおり、屋上防水、外壁塗装等の施工により施設の延命を図るとともに、震災の教訓から学べることは積極的に取り入れ、非構造物（天井、壁材等）の耐震部材の改修を行い防災機能強化の検討を進めます。

また、トイレ等の改修についても継続して重点的に取り組み、着実な進展が図られるよう努めます。

さらに、児童、生徒への熱中症対策や学校施設の快適な教育環境の確保のため、エアコンの設置は全て完了していますが、今後も適切な維持管理に努めます。

- ◎ 情報機器等を活用することで、児童、生徒が理解しやすく、意欲的に授業に取り組むことができるよう、それぞれの場面に応じて有効な機器の整備を学校現場、教育研究部門と連携して計画的に進めます。

2 学校保健

<総合計画における目標>

子どもたちは、各種健康診断の実施や安全、安心で栄養バランスの取れたおいしい給食を食べることにより、健康保持、健康増進が図られ、衛生的な環境の下、心身ともに健康な学校生活を送っています。

(1) 健康管理の実施

【施策の方向】

児童、生徒の健康管理を行います。

【取組の概要】

① 児童、生徒が自分自身の健康状態を認識するとともに、家庭での対応ができるよう、次のとおり各種健康診断を医師会、歯科医師会及び学校医と学校の連携の下に円滑に実施しました。

また、結果は家庭に連絡するとともに、保健指導や治療勧告等を行い、健康の保持及び増進に努めました。

- ・ 児童、生徒全員に内科検診、歯科検診及び尿検査
- ・ 小学校1年生の児童及び中学校1年生の生徒に心臓病検査（心電図）
- ・ 心臓病検査の結果により、二次検査として胸部X線検査や心電図検査
- ・ 尿検査に伴う腎臓病検査費用や糖尿病に係る検査費用の助成

更に学校医、学校薬剤師、PTA代表等の8つの部会代表者で構成する学校保健会を補助し、協働して目的を達成するよう努めました。

② 児童、生徒が望ましい食生活の基礎・基本を身に付け食事を通じて自らの健康管理ができるよう取り組みました。

- ・ 昼食時に食材、栄養価、食事例等の食を意識できるような放送を流し、更に各教科、給食時等に担任・教科担当教諭・栄養教諭・栄養士が五大栄養素の解説、食事のマナー等食育の指導を実施しました。
- ・ ランチルームを活用し、小学校栄養教諭・栄養士がその日の献立に入っている食材の良さや働きを説明したり紙芝居を読んだりすることで、児童の食材への感謝や興味を高めました。

また、給食を生きた教材とするために、「噛むことから始めよう！元気な体づくり」を年間献立のメインテーマとし、噛むことの大切さについて指導を実施する

とともに、家庭に配付する毎月の献立にも噛むことができる食材等を取り上げ、その食材の栄養価等も掲載しました。

さらに「噛み噛み」献立日がわかるよう献立表に印を付ける等の工夫を施しました。

【課題等】

- ① 検診日等について、学校行事や授業時間の増加に伴い、学校医及び関係機関と学校とのより緊密な連絡及び調整を図る必要があります。
- ② 望ましい食生活の基礎・基本を身に付けるために家庭、地域と連携しながら食育を推進していく必要があります。

(2) 環境衛生の維持・改善

【施策の方向】

環境衛生の維持、改善を図ります。

【取組の概要】

- ① 学校の衛生管理を図るために、薬剤師会の協力の下、次の検査を実施し、更に専門業者による校内の消毒を実施することで、学校における環境衛生の維持に努めました。

実施検査等	検査結果等
飲料水の水質検査	水質基準に適合
教室の空気検査及び照度検査	基準を満たすために窓を開けての換気、蛍光灯の球切れ交換等運用面で改善するように助言を行いました。 なお、照明設備で改修を検討した方が良い場合には、教育総務課と連携し、改善を図りました。
衛生害虫防除消毒	小学校は年2回（春休み・夏休み） 中学校は年1回（夏休み）

【課題等】

- ① 給水設備を含む施設全体の老朽化が進んでいるため、改修の検討を行い、今後とも環境衛生の維持に取り組んでまいります。

(3) 給食の施設・設備の充実

【施策の方向】

給食の施設、設備の充実を図ります。

【取組の概要】

① 小学校給食では、給食施設や備品の修繕を随時行うとともに、給食設備や備品を計画的に更新し、より安全で衛生的な給食調理業務に取り組みました。

- ・各学校の給食施設修繕及び備品修繕の主なもの
座間小学校・・・皮むき機、回転釜、流し台
栗原小学校・・・スチームコンベクションオープン、三層シンク、コンセント
相模野小学校・・・蛍光灯、冷蔵庫、食洗器、回転釜
相武台東小学校・・・給食室網戸、回転釜、牛乳保冷庫、皮むき機
ひばりが丘小学校・・・雨漏り、移動式シンク、食器洗浄機、
東原小学校・・・回転釜、缶切り機、給食室窓サッシ、コンセント
相模が丘小学校・・・食器洗浄機、回転釜、コンセント、給食室網戸
立野台小学校・・・野菜切機、回転釜、熱風消毒保管庫、食器洗浄機
入谷小学校・・・給食調理場排気ファン、食器洗浄機、冷蔵庫、回転釜、三層シンク
旭小学校・・・配電盤、ガス漏れ警報器、食器洗浄機、野菜切機
中原小学校・・・給湯器、缶切り機、蛍光灯、給食室ドア
- ・大型備品のリース契約方式による更新
スチームコンベクションオープン・・・立野台小学校
食器洗浄機・・・座間小学校 熱風消毒保管庫・・・相模が丘小学校
牛乳保冷庫・・・中原小学校 給湯器・・・入谷小学校
回転釜・・・相模野小学校、相模が丘小学校 冷蔵庫・・・座間小学校
フードカッター・・・座間小学校、栗原小学校、相模が丘小学校、中原小学校
- ・備品購入の主なもの
三層シンク・・・栗原小学校
配膳台・・・座間小学校、相武台東小学校、相模が丘小学校、入谷小学校
- ・学校給食をより安全に実施するため、給食調理員への研修会等を5回実施

② 中学校給食では、家庭からの愛情弁当の良さを残しつつ、必要とする家庭には、市の専属栄養士が献立を作り栄養バランスに配慮した給食も選択することができる「選択式給食」を実施しています。

この取り組みは、県内でも注目されており、令和元年6月18日には伊勢原市が視察に来られました。

また、平成30年度に実施した生徒・保護者・教職員アンケートの回答結果を踏まえ、更なる利便性向上等を図るため、次の施策に取り組みました。

- ・従来からの月別申込、年間申込に加え、支払い方法の年間払い（一括・半期）も開始しました。
- ・アンケートの結果について市のホームページに掲載し、周知を図りました。
- ・味や量に関する意見を参考に献立の改良を実施しました。
- ・保護者への中学校給食（選択式）の理解を得るため、小学校6年生とその保護者、中学校1・2年生の保護者を対象に試食・説明会を開催しました。
- ・安心・安全な給食の提供のため、委託事業者の調理施設へ定期的に訪問し、調理工程・調理施設に対し、指導を行いました。
- ・毎月、委託事業者との献立会議を実施し、おいしい給食になるよう味付けの改良に努めました。

【課題等】

- ① 小学校の給食施設が全体的に老朽化しており、現状では緊急性の高い箇所について、即応修繕での対応となっています。
給食施設の改修計画により床、天井、壁の塗装や換気設備の清掃等により施設の延命化を図るとともに、今後とも継続して修繕と大型備品の更新等も合わせて行う必要があります。
- ② 中学校給食では、アンケート結果等を踏まえ、今後も更なる利便性向上、栄養バランス、おいしさの追求等を実施していく必要があります。

(4) 教職員の福利厚生事業の支援

【施策の方向】

教職員の福利厚生事業の支援をします。

【取組の概要】

- ① 教職員の健康を確保し、活力ある教育の推進を図るため、人間ドック受診への補助金の交付を行いました。
全教職員が年に一回、教職員定期健康診断または人間ドックを受診することにより健康管理に努めました。
互助会会員469人のうち、人間ドック受診者は249人で、そのうち247人の教職員が人間ドック受診のための補助金の交付を受けました。

【課題等】

- ① 人間ドック受診者に対する補助金の交付率は、平成28年度及び平成29年度は100%、令和元年度は99.2%と高い交付率を維持しており、教職員が自らの健康を維持、促進するための一助となっています。

今後も、教職員の健康を確保し、活力ある教育の推進を図るため、本事業について、学校へ周知徹底を図る必要があります。

(5) 保護者の経済的負担軽減

【施策の方向】

教育の機会均等を図るため、学校教育法に基づき児童、生徒の保護者の経済的な負担軽減を図ります。

【取組の概要】

- ① 要保護及び準要保護児童、生徒援助事業

・経済的理由により、就学が困難な児童、生徒の保護者に対して援助を行いました。

補助対象児童、生徒 1, 142人 (児童 741人、生徒 401人)

支給対象項目 給食費、学用品費、通学用品費、新入学学用品費、校外活動費、医療費、修学旅行費、体育実技用具費
中学校給食(選択式) 給食費、入学準備金(中学校)

年度 項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
補助対象児童	771人	778人	772人	763人	741人
補助対象生徒	461人	463人	445人	399人	401人
合計	1,232人	1,241人	1,217人	1,162人	1,142人

【課題等】

- ① 現在、就学援助の支給対象項目は、給食費、学用品費など10項目ですが、そのうち新入学学用品費を入学前に支給する入学準備金(中学校)の導入など、保護者負担の軽減に努めました。

今後も継続して支援体制の充実に努めていく必要があります。

【点検評価委員の主な意見】

- 児童、生徒の健康保持・増進を図るため、学校での給食を中心にした食育の指導に加え、家庭や地域との協働による食育の推進が必要である。
- 小学校給食施設の老朽化が進んでいる中、より安全で衛生的な給食調理業務を実施するためには、今後の老朽化を見越した改善計画や設備、備品の更新など学校現場との連携を一層密にし、施設、設備の整備をしていくことが急務である。
- 中学校給食（選択式）は、思春期の中学生の体格や個人差に柔軟に応えることのできる事業であり、保護者の事情や食育に対する考え方に配慮した事業であると大いに評価したい。今後とも安心・安全・利便性の向上に努力されたい。

評 価

- ◎ 児童、生徒は学校生活においては健康で安全に過ごすことができ、給食では地産地消の取り組みや栄養教諭・栄養士を中心に教職員・家庭も含め食育を推進するなど円滑に実施しました。
- ◎ 中学校給食については、年間申込みに加え、今年度は更なる利便性向上のため、年間払い・半年払いを実施しました。
- ◎ 福利厚生事業においては、教職員の健康を第一と考え、人間ドック受診者への補助金の交付を実施しました。

3 教育活動

<総合計画における目標>

子どもたちは、家庭・学校・地域の中で各々の個性を尊重し、ともに学び合うことを通して一人ひとりが豊かな心をはぐくみ、生きる力を培い、明るく元気な生活を送っています。

(1) 教育指導の計画的実施

【施策の方向】

豊かな心をはぐくむための教育指導を計画に基づき、一人ひとりの学びを高めます。

【取組の概要】

- ・ 新型コロナウイルス感染症感染拡大により、2月28日付け文部科学事務次官及び神奈川県教育委員会教育長からの通知を受けて、座間市内小・中学校は3月3日から3月24日まで、臨時休業としました。それにより、年度末の授業はできなくなりましたが、卒業式は式次第を見直して短時間にし、参加者も卒業生と保護者のみにしたり、修了式は各教室で放送により行ったりするなど、工夫して実施しました。
- ・ 座間市内小・中学校の学校教育目標である「児童、生徒の豊かな心の育成」の実現に向け、学校・家庭・地域が共に連携・協力して座間市の将来を担う子どもたちの育成に努めました。

① 「豊かな心を育むひまわりプラン」の推進

- ・ 各学校では、「豊かな心を育むひまわりプラン」や「ざまっ子八つの誓い」「こんな大人になってほしい」などの掲示や、道徳の時間を要とした学校生活全体を通して児童、生徒の豊かな心を育む道徳教育を推進しました。
- ・ 各学校では、教育大綱に示されている書く力の向上を中心とする確かな学力の育成について、国語の授業を中心に取り組みました。その結果、福祉作文や中学生の主張作文コンクールに素晴らしい作品が出されるなど、成果が見られました。
また、ひばりが丘小学校は校内研究の中で、「書く力」を高める研究を行い、研究発表を行うことで、各小・中学校に伝達しました。
- ・ 学校の校内研究では、8校が研究主題に豊かな心の育成を掲げ取り組みました。座間市の研究推進委託を受けた中原小学校は11月に研究発表を行いました。研究成果は各小・中学校に伝達され、豊かな心を育む教育が一層推進される原動力となりました。
- ・ 日々の学校生活の中で、児童、生徒が積極的にあいさつをしたり、友達と協力し

て行事に取り組んだりする姿から、豊かな心が育っていることがわかります。

- ・ 「ごまっ子八つの誓い」を実践する児童、生徒の姿が、全国学力学習状況調査の質問紙調査の結果に表れています。

例えば、「学校のきまり（規則）を守っていますか。」という質問に対して、肯定的な回答をした児童、生徒の割合が、小・中学校とも全国平均を上回っています。

また、「算数の問題の解き方が分からないときは、諦めずにいろいろな方法を考えますか。」という質問に対しては、前年度は上回っていたものの令和元年度は下回っていました。

(%)

項目	校種	国平均	県平均	座間市平均
きまりを守る	小学校	92.3	91.2	93.4
	中学校	96.2	95.2	97.0
諦めない	小学校	82.0	80.8	78.7

※中学校の「諦めない」の質問は、令和元年度質問紙調査から削除されました。

- ・ 令和元年度座間市児童、生徒朝食アンケートによると、小学生の95.4%、中学生の92.6%が朝食を毎日食べるまたは食べる日が多いと回答しました。このことから、家庭では保護者が「早寝・早起き・朝ごはん」を合言葉に、子どもたちの生活習慣を整えていることがわかります。また、学校での食育を受けて、親子で料理をしたり、噛むことを意識したりする取り組みが見られるなど、家庭でも生かされてきています。
- ・ 地域の方々は、学校や保護者と協働して、登下校中の見守りの中で、あいさつをしたり、交通安全の声掛けをしたりしました。また、地域の危険箇所や不審者情報を学校と共有するなど、安心・安全な地域になるよう努めました。
- ・ 豊かな心を育むひまわりプラン推進委員会を中心に、座間の子どもたちが、郷土への愛と誇りを持つための一助として作成した、副読本「郷土の先人に学ぶ」^(※1)を小学校6年生以上に配本しました。
- ・ 各学校で、道徳や郷土学習の時間に副読本を活用できるよう、道徳の学習指導案や資料をホームページに掲載しています。学校によっては、副読本を活用した授業を年間指導計画に位置付けるなど、学級担任の授業の中で実践が行われました。

^(※1) 令和元年度（平成29年度第3刷改訂版）は、村上ミキ氏、本多愛男氏、鈴木利貞氏、庵政三氏、高松ミキ氏の5名を収録

② Q-U^(※2)の実施

- ・ 児童、生徒が満足した学級や学校生活を過ごしているかを把握し、学級担任等がその結果を指導に反映させ、児童、生徒がより充実した学校生活を過ごせるよう取り組みました。

学級担任等はQ-Uの結果により学級全体の様子をつかみ、学級集団に対する指導や児童、生徒一人ひとりの回答により個別の支援に活用し、いじめ等の未然防止につなげました。

- ・ いじめについては、各学校でいじめの起きにくい集団づくりに努めるとともに、いじめを認知した際は早期対応・早期解消に努めました。教育委員会では平成30年8月に「座間市いじめ防止基本方針」を改定し、いじめの未然防止、早期発見・早期解消、重大事態への対応を図る指針を示しました。また、医師、弁護士、臨床心理士等、学識経験者、警察OB、小・中学校PTA代表からなる座間市学校課題協議会によるいじめの重大事態対応等に備える体制を整えました。
- ・ いじめや虐待等の案件に対し、学校と教育委員会は関係機関とも連携し、的確に対応できるよう努めました。
- ・ Q-Uの効果的な利用のために、分析結果の活用について理解を深める研修に講師を派遣しました。

③ 学校図書館司書の配置

- ・ 小学校全校（11校）と中学校全校（6校）に司書資格を持つ職員を各校1人配置したことにより、朝の読書活動で読むことのできる本の紹介や新刊本の紹介等を行うことができました。
- ・ 教職員と協力して本の整理整頓や環境整備を行うことで、館内の雰囲気明るくなっています。司書が常にいることで、児童生徒は本への関心を高め、学校図書館を利用し本を借りようとする意欲につながっています。
- ・ 小学校では、本の読み聞かせボランティアと連携し、低学年のうちから本に親しむ機会を作ることができ、児童の読書活動の推進に大変役立っています。
- ・ 中学校では、ベストセラーになった本を含め、新刊がいち早く生徒の手に届く環境になり、生徒の読書離れに歯止めをかける一助となりました。
- ・ 図書委員会の活動支援や、「おすすめの本紹介」を企画するなどして、児童・生徒の読書の幅を広げることができました。

(※2) Q-U

Questionnaire-Utilitiesの略で「級友」という意味も兼ねている。児童、生徒へのアンケートで学級改善を図るもの。「気軽に話せる友達がいる」等の小学生は12問、中学生40問の簡単な質問に答えることで、子どもの状況やそのクラスの状況を分析し、そのためにどのように対策をしていくかを担任が把握できます。

- ・ 学校と市立図書館の連携体制を構築し、調べ学習などで複数の児童、生徒が同じ本を使用したい時や学校にない本を使用したい時などに、学校図書館司書がネットワークを通じて市立図書館の蔵書を確認し、市立図書館から借りて授業等に幅広く活用しました。(表3)

学校図書館司書を介し市立図書館と連携したことで、学校と市立図書館との連携が進みました。

これらの取り組みのように、学校図書館司書の配置によって、児童、生徒の読書活動が推進されており、児童、生徒の豊かな心の育成につながりました。

表1 児童一人当たりの年間貸出冊数 (年間貸出冊数÷全児童数 小数第2位以下四捨五入)

年度	座間小	栗原小	相模野小	相武台東小	ひばりが丘小	東原小	相模が丘小	立野台小	入谷小	旭小	中原小
30	12.9	12.5	27.7	13.2	23.2	10.9	19.8	21.4	13.4	30.0	30.3
元	11.2	10.9	24.5	13.2	17.9	15.2	22.9	18.4	10.4	30.3	32.9

※各学級の図書室利用時間(週一時間)や、授業の中で使われた冊数は含みません。

表2 生徒一人当たりの年間貸出冊数 (年間貸出冊数÷全生徒数 小数第2位以下四捨五入)

年度	座間中	西中	東中	栗原中	相模中	南中
30	3.7	1.1	5.9	4.2	6.9	4.3
元	3.2	1.0	3.9	3.9	7.2	5.8

※国語・社会・理科・総合的な学習の時間等の、授業の中で使われた冊数は含みません。

表3 学校が市立図書館から借りた本の冊数(市立図書館団体貸出冊数)

年度	小学校	中学校	合計
30	340	178	518
元	558	426	984

【課題等】

① 「豊かな心を育むひまわりプラン」の推進

「特別の教科 道徳」の指導を充実させるために、「道徳研修会」を通して授業力向上を図ります。また、本プランをより一層家庭・地域に周知するとともに、家庭・地域の具体的な取り組みの視点を明確にしていく必要があります。

また、全国学力学習状況調査の児童生徒質問紙や学校評価に係るアンケート等の結果を参考に、児童生徒の意識を確認しながら、取り組みを進めていく必要があります。

ます。

朝食アンケートでは、小学生の4.6%、中学生の7.4%が朝食を食べない日が多いまたはほとんど食べないと回答しましたので、「早寝・早起き・朝ごはん」のさらなる呼びかけが必要です。

② Q-Uの実施

Q-Uの効果的な活用のために、教員に対して講師等による研修を実施して、より一層の充実を図ります。

③ 学校図書館司書の配置

学校図書館の活用推進を図るため、平成29年度より学校図書館司書の勤務日数を増加（平成28年度：年間100日、平成29年度～令和元年度：年間160日）してきました。今後も、市立図書館との連携が更に深まることで、学校図書館を活用した授業実践などの研究・研修が推進されるよう、引き続き司書の資質向上を図ってまいります。

(2) 地域連携による学校づくり

【施策の方向】

地域の人々と連携して、地域の特色を生かした学校づくりや安心して学べる環境づくりに努めます。

【取組の概要】

① こころときめきスクール推進委託事業

- ・ 主に座間市に在住、在勤する知識や経験の豊かな方々を指導協力者として依頼しました。

年 度 項 目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
		協力者数	996人	1,009人	1,125人	1,159人
	中学校	594人	620人	512人	629人	755人

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策として3月から臨時休業になったため、特に小学校では、3月に予定していた活動が実施できない学校があり協力者数が減少しました。
- ・ 小学校では米作り体験、ネイチャーゲーム等の指導や大凧等、日本の伝統文化の講話をしていただきました。また、各学校で実施している事業の講師について、講師の許可を得て、講師に関する情報の共有化を図り、事業の充実を図りました。

- ・ 中学校においては、情報モラル教室や福祉体験など各学校の実情に応じた取り組みを実施しました。また、市内や近隣市の事業所で職業体験を行いました。
- ・ 継続的に地域の方々と連携・協働を進め、相武台東小学校での商店街との連携、座間小学校・入谷小学校での米づくり、西中学校でのひまわりの栽培などを行いました。学校独自の特色ある教育の推進が図られるとともに、児童、生徒は、地域の様々な方々と触れ合い、関わることで、郷土に対する愛と誇りや奉仕の心など、豊かな心を育むことにもつながっています。

② 中学校部活動指導者派遣事業

- ・ 部活動の専門的な技術を補うために、学校の実情に合った指導者を派遣しました。軟式野球部、サッカー部、バスケットボール部、ソフトボール部、バトミントン部、卓球部、剣道部、バレーボール部、陸上競技部の運動部のほか、吹奏楽部、演劇部、合唱部といった文化部にも派遣しました。
- ・ 指導者全員に、派遣事業に係る確認事項、子どもから信頼される指導者の在り方、体罰の禁止などについて説明会を実施しました。

年 度 項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
指導者数	27 人	27 人	24 人	20 人	22 人
指導日数	1,250 日	1,250 日	1,260 日	1,290 日	1,290 日

③ 学校安全対策事業

- ・ 学校安全対策嘱託員は、市内小・中学校 17 校を 5 つの地区に分けて、週に一度ずつ巡回し、不審者情報の共有や、危険個所の確認、下校時の児童、生徒の見守り等を行いました。また、自治会や地域の方々、保護者との協働により小学校では登下校の安全見守り活動、中学校では地域パトロールを実施するなど、地域の方々と学校が連携して安全・安心な環境づくりに努めました。
- ・ 防犯ブザーを小学校の児童（1年生）に支給することで、安全意識を高揚するとともに、犯罪抑止力の向上に役立てました。

年 度 項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
安全対策嘱託員勤務日数	243 日	242 日	242 日	242 日	242 日
防犯ブザー購入配付個数	1,200 個	1,100 個	1,100 個	1,100 個	1,050 個

- ・ 学校では、小学校4年生で自転車の乗り方教室を行うなどの交通安全指導を行いました。また、不審者との遭遇、急な災害、事件事故と言った緊急時の対応について、日頃から家庭と連携し、児童、生徒自身が危険を予測し、適切に判断し、自ら回避できるような安全教育を行いました。

【課題等】

- ① こころときめきスクール推進委託事業の継続
 - ・ 小・中学校においては、教科の授業時数が増加し、総合的な学習の時間や学校行事の時間が減少し、行事の精選を図らなければならない状況があります。各学校で教育課程の編成を工夫し、地域の方々や異世代との交流を大切にされた教育活動を継続して展開する必要があります。
- ② 中学校部活動指導者派遣事業
 - ・ 生徒の技術や意欲の向上、また教員の指導力向上、さらに、部活動の活性化への支援として、今後とも指導者派遣の増加に努めます。
 - ・ 新規申請の指導者に対して、体罰禁止を含めた部活動指導者としての役割等を徹底するために、面談を継続していきます。
- ③ 学校安全対策事業
 - ・ 小学校は、自治会や地域の方々、保護者と協働して、地区ごとに登下校時の児童の安全を見守っています。また、不審者等の情報、事故発生状況等に関して学校と連携、共有を図り、できるだけ迅速に学校に情報を配信し、適切な対応を行うとともに、元警察官である学校安全対策嘱託員の知見を活かした活用を更に継続していきます。

(3) 児童、生徒に適した指導・支援

【施策の方向】

障がいのあるなしにかかわらず、児童、生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高めるために適切な指導及び支援を行います。

【取組の概要】

特別支援教育事業

- ① 介助員の配置
 - ・ 特別支援学級の子どもに対して適切な支援をすることを目指し、きめ細やかな支援を行いました。
 - ・ 市内の小・中学校の特別支援学級には、障がい児の身辺処理の介助や移動時の安

全確保のために介助員を29人配置しました。介助員は担任教諭の指示により職務に従事することで、担任教諭は集団全体に目を向けた指導に専念できるなど、特別支援教育の充実が図られました。

- ・ 介助員を対象に、養護学校の地域支援員を講師として研修会を実施し、資質の向上に努めました。

項目	年 度				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
特別支援学級 在籍児童生徒数	164 人	185 人	190 人	191 人	204 人
担当教諭数	51 人	54 人	59 人	58 人	76 人
介助員数	22 人	24 人	27 人	27 人	29 人

- ・ 県のインクルーシブ教育推進により、以前は特別支援学校に通っていた児童生徒も市内小・中学校の特別支援学級に通うようになり、特別支援学級の児童生徒数は、年々増加しています。

② 補助員の配置

- ・ 障がいの有無にかかわらず教育的ニーズのある子どもに対しても適切な支援をすることを目指し、きめ細やかな支援を行いました。
- ・ 通常級に在籍する、LD^(※3)、ADHD^(※4)、自閉症等配慮を要する児童、生徒に対し、きめ細かな支援を行うために、補助員を17人派遣しました。担任と協力して学習に困難を来している児童、生徒の学習支援を中心に支援しました。また、人間関係づくりに困難さを感じている児童、生徒に対しては、社会性が身に付くようサポートすることができました。
- ・ 補助員に対しても、養護学校の地域支援員を講師として研修会を実施し、資質の向上に努めました。

(※3) LD

Learning Disorders , Learning Disabilities, (学習障害)の略で、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものです。

(※4) ADHD

Attention Deficit /Hyperactivity Disorder(注意欠陥/多動性障害)の略で、「不注意」、「多動性」、「衝動性」の三つの面で主に障害が見られますが、個人によってその症状は様々に異なります。

項目	年 度				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
補助員数	14 人	16 人	17 人	17 人	17 人

【課題等】

- ① 介助員・補助員の適切な活用のために、今後更に養護学校と連携を図り、地域支援員を講師とした研修を継続し、研修の内容を深めていきます。

(4) 情報化・国際化教育の推進

【施策の方向】

情報化社会に対応する能力の育成と国際社会への関心、意欲を高める教育を推進します。

【取組の概要】

① 情報化教育の推進

- ・ 情報機器（ICT）を活用した学習指導について、教職員に対して8回の研修を行いました。（主な内容：「新学習指導要領と情報活用能力」「タブレットの活用」）
- ・ 校内では、PCを使った調べ学習から、情報を持ち寄り発表のための資料を作成しプレゼンテーションをする等、インプットだけでなくアウトプットにも活用が進んでいます。PC教室で行う操作などの学習に加え、普通教室でも日常の授業の中でデジタル教材を使用し、教師と児童、生徒がICTを使える環境を進めています。
- ・ 情報教育推進会議で情報交換・情報共有を行うことで、各校の担当者が横のつながりを構築し、各校の工夫などを共有する機会となっています。
- ・ 情報教育アドバイザーを年間10回程度各学校へ、派遣しています。巡回情報支援や、学校からの要請に応じて派遣し、PCや電子黒板、大型テレビ、実物投影機、タブレットなどICT機器を活用した授業の支援を行いました。
- ・ 情報モラル教育については、外部団体とも連携しながら、情報モラル教育についての研修会・講演会等を行い、各学校の支援を行いました。

② 小・中学校外国語教育推進事業

平成30年度から外国語指導助手ALT（Assistant Language Teacher）の派遣を実施しました。国際社会の一員として世界の人々と心を開いて交流することができるよう、小・中学校に6名の外国語指導助手を年間960日（派遣総日数）派遣しました。

（小学校） 目 的：外国語指導助手とのコミュニケーションにより英語に親しむ

とともに、外国の文化にも触れ、国際理解にもつなげる。

派遣回数：全小学校3、4年生全クラスに平均15回 5、6年生の全クラスに平均25回程度派遣

(中学校) 目的：英語教育の充実と国際理解を深める。

派遣回数：全中学校の全クラスに平均20回程度派遣

③ 外国人子女日本語指導等協力者派遣事業

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策として3月から臨時休業になったため、3月に予定していた派遣ができない学校があり、予定よりも指導回数が減少しました。
- ・ 日本語指導を必要とする児童、生徒のために、学校の要請に応じて日本語指導等協力者を派遣し、学習及び生活の両面から円滑な学校生活を送ることができるよう支援しました。また、個人面談の折には通訳者を派遣し、保護者の教育相談にも対応しました。令和元年度は95人の児童、生徒及び保護者が日本語指導等協力者の支援を受けました。
- ・ 国際教室^(※5)では、日本語指導だけでなく、外国と日本の文化・習慣等の違いにふれることで、国際理解教育にも取り組みました。

[日本語指導等協力者派遣回数]

年度 項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
指導回数	478回	460回	502回	501回	573回
通訳回数	15回	32回	32回	52回	68回

【課題等】

① 情報化教育の推進

- ・ 小学校で2020年度（令和2年度）から始まる新学習指導要領における、プログラミング教育の必修化を踏まえ、各種ICT機器・ネットワーク等の環境を整えると同時に、情報通信技術の利活用のための人的支援が必要となります。
- ・ GIGAスクール構想ならびに新型コロナウイルス感染拡大予防対策のための臨時休校に係るICTの活用が強く求められています。

② 小・中学校外国語教育推進事業

小学校において、令和2年度学習指導要領全面実施に際し、3、4年生の外国語

(※5) 国際教室

日本語指導を必要とする外国籍の児童、生徒が5人以上在籍する学校に設置している。令和元年度時点で入谷小を除く10小学校と東中、相模中の2中学校に設置。

活動が年35時間、5、6年生の外国語が年70時間に増えます。今後は、担任等が中心となり外国語指導助手（ALT）とともに音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、児童、生徒のコミュニケーション能力や国際理解力を養うために更に継続していく必要があります。

③ 外国人子女日本語指導等協力者派遣事業

- ・ 年々外国につながるの児童、生徒が増加しており、今後も、日本語指導を必要とする児童、生徒に対して、学習指導や生活指導につながる、個に応じた支援を継続していく必要があります。
- ・ 国際教室の児童生徒が在籍する学級においては、お互いの国の生活や文化の違いを理解するなど、国際理解教育を進めていく必要があります。

(5) 調査研究や研修講座の充実

【施策の方向】

教育内容を充実し、特色ある教育を推進するため、教育に関する研究事業の助成を図るなど、各学校等の調査研究や研修講座の充実を図ります。

【取組の概要】

① 教育課程等校内研究推進事業

- ・ 教科・領域に係る研究推進委託校として小学校2校、中学校1校、防災教育に係る研究推進委託校として中学校1校をそれぞれ市で指定しました。指定を受けた学校は、2年間にわたり教育研究を深め、その成果を発信することで、市内小・中学校の教育推進活動の資質向上と発展を図っています。
- ・ 座間市の特色ある教育の一つである防災教育については、座間小学校・入谷小学校に引き続き、西中学校を研究推進委託校に指定しました。西中学校は、教科学習の中に防災の視点を入れた授業研究を行ったり、災害図上訓練（DIG）を行ったりするなどの取り組みをしました。また、生徒が防災と減災に関心を持ち、意識を高めることにより災害時の対応力を強めるための教育活動の手立てとして「ジュニア防災検定」を実施しました。

西中学校区の小・中学校で、継続した6年間の防災教育の取り組みにより、地域の防災意識を高めることにつながり、1つのモデルとして他校区の小・中学校の参考になりました。

[研究推進委託校]

学校名	研究領域	年度	研究主題等
ひばりが丘小学校	全領域	30. 元	「自分を表現し互いに学び合う子の育成」 ～聴いて、考えて、つなげる授業を生かして～
中原小学校	体育	30. 元	「自ら学び、自ら考え、豊かな心を持つ子の育成」 ～ゲーム・ボール運動領域を通して～
座間小学校	体育	元. 2	「運動する楽しさや喜びを感じられる児童の育成を目指して」 ～みんながわかる・できる・わかちあえる体育学習～
旭小学校	国語	元. 2	「豊かな心をもつ子の育成」 ～一人ひとりが、達成感を感じる国語の授業を目指して～
南中学校	道徳	30. 元	「考える道徳授業の創造」 ～よりよく生きる道徳性を養うために～
相模中学校	全教科	元. 2	「知識をつなぎ、思考を広げ、表現できる生徒の育成」
西中学校	防災教育	30. 元	「自立・共生に向けて豊かな心を持つ生徒の育成」 ～防災教育を含めた自己有用感を育む教育活動～

- ・ 研究推進委託を受けていない10校についても、小・中学校教育研究補助事業として、各校テーマを設定し校内研究に取り組み、成果をあげました。

② 教育研修事業

3領域（学校経営研修・教育指導研修・課題研修）、12研修会・1講習会に関して外部講師を招へいし、学校現場に対応した内容、実践的な内容を基本として研修を実施しました。

例えば、段階に応じた市主催の研修としては、

初任者 …学級経営、児童、生徒理解、人権教育など4回の研修を実施

中堅教員…総括教諭研修会、ミドルリーダー研修会、児童、生徒指導研修会、

校内研究担当者研修会

管理職 …校長研修会、教頭研修会

などを実施し、多くの教職員が参加しました。

経験年数に応じた法定研修や延べ18日間にわたる校外初任者研修等、県主催の研修も多く実施されており、教職員が幅広い内容で研さんを積めるよう研修事業を行っています。

③ 教育研究事業

- ・ 市内の小・中学校教職員27人を教育研究員に委嘱し、教育に関する基礎的、専門的な分野や学校現場における今日的課題について調査研究を行いました。

研究員会等	研究課題	ホームページ掲載
中学校社会科教育 研究員会	中学校社会科副読本「中学校社会科資料集座間」を発行する。	R元 研究紀要
座間の自然 研究員会	理科資料集「自然はおもしろい」の改訂を進めるとともに、「春の草花写真シート」と「樹木シート」を作成する。	春の花シート・ H29 研究紀要
教育課題 研究員会	座間の郷土史における偉人「瀬戸吉五郎氏」の功績を調査し、その成果を教育資料としてまとめ、教材化する。	—
教育史 研究員会	座間の教育史編さんに向けた調査研究を行うとともに、「座間市教育史 通史編」の編集に協力する。	—
外国語教育 研究員会	小学校外国語活動から中学校英語へのスムーズな連携に関する研究を進める。	H30 研究紀要
道徳教育 研究員会	道徳教育の教科化にむけて、カリキュラムや教材、評価等に関する調査研究を行う。	—
情報教育 研究員会	ICTを活用した授業例や使用可能な教材、プログラミング教育についての情報収集を行う。	—
個別課題研究員	指導法等に関して、教育実践を踏まえ専門性に依拠した個別の課題調査を行い、研究の成果を発表する。	R元 教育研究 4名分

- ・ 教育研究員の研究成果については、「教育研究」、「研究紀要」として教育研究所のホームページに掲載するとともに、座間市教育研究所研究発表会では、中学校社会科教育研究員会が副読本「中学校社会科資料集座間」を発行したことについて発表

しました。また、神奈川県教育研究所連盟研究発表大会においても、同研究会が発表しました。

- ・ 情報教育アドバイザーが、関係団体と連携し、授業支援、教員研修を行いました。

情報教育 アドバイザー	小・中学校のコンピュータを活用した教育活動に支援を行うため、各学校を訪問する。授業支援を行うとともに、研修を実施する。	—
----------------	---	---

④ 教職員研修事業

- ・ 教職員の資質向上並びに市民の教育に対する理解を図るため、20講座の研修を行いました。

社会教育研修講座	地域学習「市内巡り」(初任者教職員対象)
理科教育研修講座	理科資料集「自然はおもしろい」の活用について
環境教育研修講座	磯の生き物
情報教育研修講座	「新学習指導要領と情報活用能力」等 他7回
教育相談研修講座	育てるカウンセリング演習(1) 教育相談基礎研修
外国語教育研修講座	小・中連携の推進
授業づくり研修講座	「論理的な文章を書く力を高める指導」
豊かな心を育む研修講座	「明日の授業に役立つ発声・歌唱指導」
教育教養研修講座 (市民公開講座)	座間の教育史「郷土座間にみる寺子屋の教育」 教育相談 「いじめの背景にある『同調圧力』と『不安』について」

⑤ 教育史編さん事業

教育史編さんでは、「座間市教育史第二巻」(近現代資料編)に続き、「座間の教育史通史編」発刊に向け資料の収集・整理を行っています。

【課題等】

① 教育課程等校内研究推進事業

各学校の特色ある教育活動推進のために、引き続き研究推進委託校を指定し、教育委員会が支援に努めるとともに、その成果の普及に努めます。

研究主題については、学校の要望を踏まえつつ、道徳の教科化等、国・県の動向を注視し、今日的な教育課題に取り組むよう調整を図ります。

② 教育研修事業

初任者、中堅教員及び管理職のそれぞれの段階に応じて、市が果たすべき役割を踏まえ、今日的課題にも速やかに対応できるような研修の実施に努めます。

③ 教育研究事業

今日的課題（小学校「外国語」や「特別な教科道徳」）に関する調査・研究の充実に努めます。

さらに調査研究の成果を活用できるよう、刊行物や研究発表会、および教育研究所ホームページへの掲載等で周知に努めます。

④ 教職員研修事業

今日的課題や教職員のニーズに合った研修を行うために、他機関で行う研修内容も考慮した上で研修を計画していきます。

⑤ 教育史編さん事業

- ・ 本市の教育史に関する歴史的価値を持つ資料は、消滅のおそれがあるため、早急に収集、整理を行うことが課題となっています。
- ・ 本市の教育の歴史を後世に伝えるために、教育史の編さんとその内容の発刊に努めます。

(6) 教育相談体制の充実

【施策の方向】

教育に関する相談体制の充実を図ります。

【取組の概要】

① 教育相談事業

- ・ 相談件数が増加するとともに相談内容が多様化しているため、学校及び関係機関と連携を図るとともに、様々な方策により、多様なケースに対応しました。

場所	実施事業	事業内容
研究所	電話・来所相談 〔 ・教育相談員 ・教育心理相談員 〕	電話又は来所による教育相談により、児童、生徒の教育相談及び学校の教育相談を援助する。
	心理判定による支援 〔 ・心理判定支援員 ・教育心理相談員 〕	特別な配慮を要する児童、生徒の発達検査や行動観察を行い教職員や保護者が児童、生徒に適切な支援ができるよう助言や援助を行う。

中学校	心のフレンド員派遣 (心のフレンド員)	不登校対策の充実を図るため、中学校に学生ボランティアを派遣する。
小学校	学校教育心理相談員の 配置 (学校教育心理相談員)	小学校における教育相談体制の充実を図るため、全小学校に配置。各校の実情等に応じ、児童・保護者のカウンセリング、教職員への助言等を行う。
研究所	スクールソーシャルワーカー活用事業（県）及び スクールソーシャルワーカーの配置（市） (スクールソーシャルワーカー)	問題を抱える児童、生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて、児童、生徒の問題行動等の予防や早期解決に向けた対応を図る。
研究所	教育相談 コーディネーター会議 (コーディネーター他)	年4回、小・中学校の教育相談コーディネーターが一堂に会し、情報交換や事例研究等を通して、学校教育相談の在り方についての研さんを積む。 また、小・中学校の教育相談における連携を深める。
研究所 ↓ 各学校	学校巡回教育相談 〔 ・教育相談員 ・教育支援教室専任教員 ・教育指導員 ・教育心理相談員 ・家庭訪問相談員等 〕	小・中学校を巡回し、教職員や保護者から児童、生徒の問題や指導に関わる教育相談を受け、問題の解決や回復のための助言や援助を行う。

- 電話又は来所相談では、令和元年度は延べ1, 140回、件数にして275件の相談を行いました。(平成29年度は延べ1, 177回・286件、平成30年度は延べ1, 190回・286件)

相談内容の主訴としては、学校生活に関する内容が71.2%、不登校に関するものが18.2%、家庭生活に関する内容が6.5%、進路に関する内容が0.7%、いじめは0.2%でした。いじめが絡んだ相談があった際には、必要に応じて関係機関とつながり、情報共有と早い段階での対応を行っています。

また、厚木児童相談所、県立総合教育センターなど関係機関や庁内関係課とも連携を図りながら、教育相談を行いました。

- 教育心理相談員や心理判定支援員がより専門的な立場で面接・観察・心理テストなどを行いました。対象者の持っている資質や行動の特徴をつかみ、保護者や学校とその内容を共有し、その後の相談や支援に役立てることができました。
- 研修や会議を通しての教育相談コーディネーターの育成や、中学校6校への「心

のフレンド員」の派遣等により、学校が抱えるいじめや不登校問題の早期発見や早期対応できるよう、支援を行ってきました。

- ・ 平成29年度から小学校に学校教育心理相談員を配置し、引き続き、問題を抱える児童・保護者に対して、よりきめ細かな支援を行いました。また、教員への助言や研修等、教員の資質向上にも寄与しています。
- ・ スクールソーシャルワーカーが、問題を抱えた児童、生徒とその家庭環境への働き掛けを行いました。さらに学校だけでは対応が困難な事例について生活援護課、関係機関等と連携して、支援を行ってきました。

② 教育支援教室事業

- ・ 教育支援教室「つばさ」では、専任教員、教育支援員、専任支援員及び専任助手を配置し、教育支援教室に通う児童、生徒個々に応じた支援の充実を図ってきました。臨床心理士の資格を有する教育支援員は、通室児童、生徒の心理的な問題に対応していくことができました。進路選択に取り組む中学3年生（7人）には、きめ細かな支援を行い、全員、高校に進学することができました。
- ・ 様々な要因により教育支援教室に入室していない児童、生徒の支援のため、家庭訪問相談員による家庭訪問を行いました。
- ・ スタッフの資質向上を目指す研修を行い、心理の専門家に不登校児童、生徒への支援方法の指導、助言などを受けました。

【課題等】

① 教育相談事業

- ・ 令和元年度も相談回数が多く、相談内容も複雑になってきています。そのため、家族や本人との相談が長期間にわたるケースや、福祉・医療などの他機関との連携が必須なケースも出るなど、対応が難しくなってきています。
- ・ 子どもへの支援と並行して家庭環境の調整などが必要なケースは、スクールソーシャルワーカーや生活援護課等と連携した支援が必要になっています。
- ・ 学校では、教育相談コーディネーターがキーパーソンとなり、校内・校外の関係者との連絡や調整を行っています。また、ケース会議の運営などに力を発揮できるような体制づくりが進んでおり、継続して教育相談コーディネーターの育成に努めます。

② 教育支援教室事業

不登校の児童、生徒が在籍する学校の学級担任との情報共有と連携を密にし、それぞれの役割を持った教育支援教室のスタッフが協力して取り組む必要があります。そのため、学級担任等には児童、生徒の様子を継続的に情報提供します。

【点検評価委員の主な意見】

- 学校では、「豊かな心を育む」具体的な実践が着実に推進されていることを評価する。今後は、家庭や地域においても「豊かな心を育む」という同じ方向を向いて役割を担い、学校、家庭、地域の三者が共に連携・協力し「豊かな心を育むひまわりプラン」を一層推進していくことが期待される。
- 教職員の研修については、今日的課題の小学校「外国語」、「特別な教科道徳」、及び新型コロナウイルス感染症対策によるリモート授業等の「情報化教育」に対応した多くの教員が参加できる研修の推進に努められたい。中でも小学校「外国語」に対応した小学校教員の英語指導力の向上を図る研修を企画し、継続的に実施していくことを望む。
- Q-Uの実施により学級集団づくりや児童、生徒一人ひとりの個別の支援、さらにはいじめの未然防止など、その分析結果の効果的な活用についての理解を一層深める研修の充実を望む。
- 学校内及び学校と教育委員会や関係機関との組織的な連携体制などを常に意識しながら、いじめ等様々な課題に的確に対応できるよう万全を期していただきたい。
- 不登校対策における「教育支援教室」の充実を大いに評価するが、入室に至っていない児童、生徒の状況把握もしっかり行いながら適切な指導がなされるよう期待する。
- 学校における読書活動において、図書館司書の配置がされ、学校図書館の利用拡大に繋がったことを大いに評価する。
- 大きな災害が起きる可能性が高い中、「ジュニア防災検定」の実施や教科学習の中に防災の視点を入れた授業研究や、災害図上訓練（DIG）を実施した西中学校の取り組みなど、防災教育に力を注ぐ姿勢は大いに評価に値するものであり、今後も防災教育に取り組むことを期待したい。

評 価

- ◎ 「豊かな心を育むひまわりプラン」推進の手立ての一つである副読本「郷土の先人に学ぶ」において、今後も新たな郷土の先人の紹介に向け、市全体で取り組むよう努めます。
- ◎ こころときめきスクール推進委託事業を通して、各学校が自校の児童、生徒の実情から判断された、必要な支援について、地域の教育力を生かして教育活動に取り組み、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を育成しています。地域全体で子どもたちを育む体制づくりや地域社会全体の教育力の向上に

繋げるためにも地域連携による学校づくりを更に継続していくよう努めます。

- ◎ 障害者差別解消法の施行を受け、障がいのあるなしにかかわらず、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を進めるという基本理念の下、介助員・補助員の適正配置に今後とも努めていきます。また、介助員・補助員の有効かつ適切な活用をするために養護学校と連携を図り、より実践的な研修で指導力向上を推進していきます。
- ◎ 文部科学省の英語教育の方向性をいち早く把握して、小学校高学年の外国語活動の教科化や中学年の外国語活動が有効かつスムーズに導入できるように、学校と調整を図り、外国語教育推進事業を更に推進していきます。
- ◎ 教職員が研究や研修を通して資質や指導力を向上させることは、子どもたちの人間形成にプラスの影響を与えるものです。教職員のニーズだけでなく教育大綱に示した施策の方向を踏まえ喫緊の課題に即応した、多くの教職員が参加できる研修の推進に努めます。
- ◎ 教育相談については、相談内容の多様化を受け、そのケースに合った対応を行っていくことが不可欠となります。そのため、教育心理相談員、心理判定支援員、家庭訪問相談員、スクールソーシャルワーカーなどの専門性を生かした人の配置を行うとともに、学校の教育相談コーディネーターや生活援護課、子ども育成課等とも連携をとりながら児童、生徒や保護者、教職員等に対応していきます。また、学校教育心理相談員（小学校にもスクールカウンセラー）配置の継続に努め、よりよい支援体制の構築を推進します。

4 生涯学習

<総合計画における目標>

市民は、自ら関心のある生涯学習や社会の要請にこたえた学習に積極的に取り組み、その成果を生かした豊かな生活を送っています。

令和元年度末に拡大した新型コロナウイルス感染症のため、3月以降は感染拡大防止のための対応を迫られ実施を予定していた事業が中止となりましたが、2月までの事業については予定通り実施することができました。

今後は、コロナ後の新しい生活様式に沿い、感染拡大防止に配慮した生涯学習の取り組みを模索し、市民の学ぶ意欲に応えていく必要があります。

(1) 学習機会と拠点施設の充実

【施策の方向】

学習機会の提供に努めるとともに、学習活動の拠点となる施設の充実及び機能強化を図ります。

【取組の概要】

① 市民大学運営事業

相模原市・座間市との共催で「公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム」に委託して実施し、市民の学ぶ意欲を支える学習機会の場として多くの市民が受講しました。

項目	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	コース		17	16	15	15
科目数		33	31	26	26	26
参加者数	座間市	310 人	246 人	217 人	177 人	169 人
	相模原市	1,383 人	1,137 人	793 人	786 人	551 人
	その他	62 人	90 人	77 人	72 人	46 人
	合計	1,755 人	1,473 人	1,087 人	1,035 人	766 人

② 公民館学級・講座開設事業

市内三か所の社会教育施設「座間市公民館」、「北地区文化センター」、「東地区文化センター」（以下、「公民館」という。）では、児童から高齢者まで幅広い年齢層の市民を対象とした47の学級や講座を実施しました。

項目		年度				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
事業数	座間市公民館	15	19	19	18	14
	北地区文化センター	21	23	20	18	15
	東地区文化センター	20	20	24	23	18
	合計	56	62	63	59	47
受講者数	座間市公民館	430人	816人	704人	791人	469人
	北地区文化センター	1,137人	1,364人	1,161人	962人	737人
	東地区文化センター	1,061人	1,223人	1,512人	921人	652人
	合計	2,628人	3,403人	3,377人	2,674人	1,858人

※令和元年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、7事業が中止となりました。

③ 生涯学習フェスティバル開催事業

本事業は、市民一人ひとりの生涯学習への意欲を高め、ゆとりある心豊かな社会を目指すことを目的とした啓発事業です。

平成28年度、平成29年度は、講演会とサークル活動の見学・体験、平成30年度は全4回の連続講座を実施しました。

令和元年度も引き続き連続講座を開催し、「公民館へ行ってみよう！」月間と称して、公民館施設のサークル活動の活性化を目的としたサークル見学・体験を推進する事業も実施しました。また、市民への配布用として公民館施設サークル一覧を新たに作成するとともに、図書館と協力し、講座内容に関連した本の特集コーナーを館内に設けました。

	開催日	項目	参加人数
1回	2月14日	孤独についてのお話	106人
2回	2月19日	お金についてのお話	
3回	2月21日	健康についてのお話・健康体操	
4回	2月28日	振り返り・座談会（新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止）	
公民館へ行ってみよう！（サークル活動の見学・体験）	2月15日～3月15日（新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため3月4日以降中止）	座間市公民館	1,973人
		北地区文化センター	2,093人
		東地区文化センター	2,004人

④ コミュニティ文化祭開催事業

文化祭は、各公民館を拠点に活動しているサークルや団体が、各公民館で文化祭実行委員会を組織し、市が事業委託をして開催しています。

展示部門・模擬店部門・催し部門に分かれて、サークルや団体が日ごろの活動成果の発表等を行いました。

・座間市公民館「公民館まつり」

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
参加者総数	924 人	945 人	847 人	1,102 人	1,135 人
入場者総数	17,511 人	14,950 人	17,266 人	14,117 人	13,041 人
開催期間	5/22～5/24	5/20～5/22	5/19～5/21	5/25～5/27	5/24～5/26

・北地区文化センター「北地区文化祭」

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
参加者総数	0 人	921 人	791 人	733 人	635 人
入場者総数	0 人	9,806 人	7,981 人	7,545 人	5,867 人
開催期間	エレベーター工 事により不開催	10/28～30	10/27～29	10/26～28	10/25～27

・東地区文化センター「みんなでつくる文化祭」

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
参加者総数	973 人	1,026 人	863 人	818 人	470 人
入場者総数	10,701 人	10,089 人	8,206 人	9,437 人	3,750 人
開催期間	3/11～13	10/21～23	10/20～22	10/20～22	10/11、13 (12日は台風により中止)

⑤ 施設整備事業

施設の定期的な点検及び修繕を実施するとともに、老朽化した備品の更新を行い、市民の学習活動の拠点となる公民館施設の整備に努めました。

座間市公民館	施設修繕	ドアクローザー取替修繕、1階多目的トイレ換気扇取替修繕、エレベーター圧力センサー修繕 ほか10件
	備品購入	集会室用机
北地区文化センター	施設修繕	外灯修繕、照明修繕、目隠しパネル修繕 ほか12件
	備品購入	サークル用ロッカー、プロジェクター
東地区文化センター	施設修繕	第1集会室LED照明交換修繕、非常用照明器具交換修繕、1階エントランス排煙窓修繕 ほか5件
	備品購入	和机兼用折りたたみ机

⑥ 図書館資料整備事業

市民の読書意欲の向上を図るため、図書館資料の充実に努めました。また、リクエストに対応する等、市民のニーズを踏まえた選書を行うとともに、学校の授業や市民の調べ学習などの学習活動を支援するため、団体貸出用図書の整備に努めました。

令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、3月4日から令和2年度にかけて、貸出を予約図書のみ限定して開館したため、貸出者数及び貸出資料数に影響がありました。

年度 項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
蔵書冊数	410,463 冊	411,945 冊	414,306 冊	414,107 冊	415,997 冊
購入冊数	10,949 冊	11,184 冊	11,107 冊	11,131 冊	11,070 冊
寄贈冊数	4,046 冊	4,362 冊	3,531 冊	4,106 冊	4,030 冊
除籍冊数	11,665 冊	13,474 冊	11,405 冊	16,311 冊	14,706 冊
貸出者数	225,982 人	224,773 人	217,881 人	210,783 人	199,242 人
貸出資料数	950,154 点	937,470 点	911,974 点	887,727 点	867,859 点

※蔵書冊数には「不明本」等が含まれます。

※貸出資料数には視聴覚資料が含まれます。

※蔵書冊数、購入冊数、寄贈冊数には視聴覚資料は含みません。

【課題等】

① 市民大学運営事業

受講者の約84%が60歳以上の高齢者となっています。また、受講者の多くを占める60～79歳台の減少がみられます。

相模原市や各学校などの関係機関との連携をより密にし、新たな受講者の拡大を図るため、広報紙等への掲載やポスター掲示ほか、新聞社等への情報提供などより効果的な市民へのPR方法を検討する必要があります。また、60歳未満の参加者が少ないことから、その世代が興味を持てる内容の講座を実施していくことも必要です。さらには、コロナ禍で、各学校の協力のもと、どのようにして安定した学習機会の提供を行っていくかを検討していく必要があります。

② 公民館学級・講座開設事業

公民館学級・講座開設事業は、講座終了後の市民の新たな活動や学習の援助について、時代に即した職員のスキルアップが求められることから、定例の職員会議に加え、様々な研修に参加するなど、日頃から現実に即した課題に取り組むための姿勢を持つ

必要があります。また、今後は、コロナ禍の中での対応などを含めて、市民が安心して受講できるような感染防止対策に配慮した学級・講座を検討していく必要があります。

③ 生涯学習フェスティバル開催事業

より多くの市民に参加してもらえよう努めるとともに、地域の生涯学習活動や公民館活動等の一層の振興に結び付くような事業内容としていく必要があります。

④ コミュニティ文化祭開催事業

参加サークルや団体の高齢化に伴い、文化祭の設営準備や後片付け等に支障が生じています。余裕を持った設営時間の工夫、軽量パネルの購入、地域ボランティアの協力を募るなど、実行委員会の中でも対策を検討していく必要があります。

⑤ 施設整備事業

各公民館の施設・設備の老朽化等に伴い定期的な点検修繕の必要性が高くなっており、今後も各公民館が設定した年度別大規模修繕計画に沿って施設設備を更新し、利用者の利便性を図る必要があります。

⑥ 図書館資料整備事業

新型コロナウイルス感染症感染拡大対策として限定的な開館を実施した影響もありますが、貸出者数、貸出資料数は減少傾向にあります。市民の読書スタイルの変化を調査研究するとともに、令和2年度より導入する電子図書館^(※1)の利用状況について注視しながら、より有効な運用方法を探っていくことが必要です。

(2) 学習環境の整備

【施策の方向】

学習情報の収集・提供体制、学習相談体制を確立し、学習環境を整備します。

【取組の概要】

① 家庭教育推進事業

子育てについて多角的に学ぶことや講座・学級等での仲間づくりを通じて、子育て中の親たちの視野を広げていくとともに、家庭教育についての意識向上に努めました。また、夫婦を対象にした子育て講座や小・中学校PTA等が開く講座では、多数の参加を得ることができました。さらには、日曜日開催の単発講座を増やし、子育て世代

(※1) 電子図書館

利用者が各自のパソコンやスマートフォン、タブレット端末などからインターネット回線を利用し、電子図書館システムに接続することで、図書館に来館することなくいつでもどこからでも電子図書を借りることができるサービス。

の父親や共働きの親等も参加しやすい講座を開催するとともに、世代を問わず受講できる公開講座も実施しました。

- ・ こころの育児講座

乳幼児をもつ親を対象に、新たな学びに触れることによって気づきを促し、広い視野をもって子育てできるようになることを目的とした保育付きの講座です。また、受講生同士の仲間づくりを通して、「孤育て（孤独な子育て）」から脱却し、社会とつながる一歩となることも目指しています。令和元年度は、「肩の力をぬこう」をテーマに連続講座（全6回）と単発講座を3回開催しました。単発講座は共働き世帯増加の現状を鑑み、日曜日開催としました。

年度 項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
参加者数	218人	91人	141人	101人	139人

※平成27年度は、講座の一部を公開し、受講者が増えました。

- ・ 家庭教育推進講座（夫婦で学ぼう子育て講座）

乳幼児をもつ夫婦、これから親となる方等（妊娠中の方）を対象に、夫婦の相互理解を促し、協力しながら子育てしていくコツを学ぶことを目的とした保育付きの講座です。平成26年度より開催し、令和元年度は日曜日に2回開催しました。

年度 項目	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
参加者数	8人	11人	19人	13人	13人	26人	15人	23人	38人
年度 項目	平成30年度			令和元年度					
	男	女	計	男	女	計			
参加者数	13人	20人	33人	13人	20人	33人			

- ・ 家庭教育推進講座（知っておきたい！子どもの心のケア）

小・中学生の親等を対象とした子育て支援講座の実施を進めていましたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止としました。

- ・ 家庭教育研究集会

小・中学生をもつ保護者、子育てに関心のある方を対象に、子どもを持つ親同士が集まり、子どもたちの現状を捉え、家族の役割や親のあり方、地域との関わりについてともに考えることを目的とした講演会です。

令和元年度は、「主体的に学ぶ子の育て方～みんなの学校が教えてくれたこと～」をテーマに開催しました。

年度 項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
参加者数	306人	233人	193人	246人	225人

- ・ 子育て家庭教育講座

小・中学校PTAや市民団体等に講座の企画・運営を委託し、乳幼児から中学生までの保護者や家庭教育に関わる方を主な対象とした講座を開催しています。

子育てや教育の問題について学ぶことを通じて、同じ環境にある者同士が交流し共に成長していくことを目的としています。

令和元年度は、11校の小・中学校PTAや2つの市民団体等が、「防災について」、「性といのちを伝える～家庭で始める性教育」、「そのままのあなたでいい」等の家庭教育に関わる講座を開催しました。

年度 項目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小・中 学 校	実施校数	17校	17校	15校	15校	11校
	参加者数	2,652人	2,557人	1,915人	2,243人	1,272人
団 体	実施団体数	3団体	4団体	4団体	4団体	2団体※
	参加者数	118人	136人	147人	112人	150人

※令和元年度は、3つの市民団体から申請がありました。その内1団体は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止となりました。

- ・ 子育てフェスティバル

未就園児とその家族が支援者とつながりを持ち、学び、楽しんでもらうことを目的とした委託事業です。

令和元年度は、座間市子育て支援ネットワーク主催から実行委員会主催の事業に変更し、開催準備を進めていましたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止となりました。

年度 項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
参加者数	688人	493人	577人	438人	—

・ 公民館学級・催し物

公民館では、乳幼児を持つ親同士や地域の世代の異なる保護者との交流の場として、保育付きの学級・講座、子育てサロンやおはなし会などの催しを開催しました。

項目		年度				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受講者数	座間市公民館	4,110人	3,281人	2,528人	2,552人	2,484人
	北地区文化センター	1,295人	1,135人	994人	999人	632人
	東地区文化センター	448人	561人	948人	676人	828人
	合計	5,853人	4,977人	4,470人	4,227人	3,943人

②ブックスタート事業

本事業は、乳幼児期における読書の重要性を理解してもらうこと、また親子のコミュニケーション手段としての絵本の読み聞かせを普及させることを目的として平成27年度から実施しています。令和元年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、本事業実施の場であるBCG予防接種が令和2年3月より中止されましたが、生後5か月以上の0歳児759人に対し、絵本の配布を行いました。

項目	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
年間合計	36回	926人	36回	898人	36回	907人	33回	759人
1回平均		25.7人		24.9人		25.3人		23人

【課題等】

① 家庭教育推進事業

- ・ 子育て中の親の現状を把握し、現状に合った講座の提供及び支援を行っていくことや、家庭教育に対する意識の向上を図り、「豊かな心を育む家庭教育の推進」を進めていくことが求められている状況です。その中で、教育基本法に家庭教育が盛り込まれたことを踏まえ、子育て世代の親に家庭教育を学んでいただくには、市内の子育て支援担当部署や外部関係機関（児童相談所など）と連携した講座などの事業を考えていく必要があります。また、市内子育て支援センター、保育園、学校等との会議などを設け、情報共有及び周知をしていく必要があります。

子育て中の親への周知方法については、保育園、小児科、学校、子育て支援セン

ター、公民館の子育てサロン、乳幼児健診等でチラシ配布を行っているところですが、今後もより効果的なPR方法について検討していく必要があります。

- ・ 社会教育の中で、今後、学校・家庭・地域がともに関わりをもって家庭教育支援を推進していくにあたり、乳幼児だけでなく小・中学生の子どもを持つ親等に対しての事業展開を進めるとともに、市民団体や小・中学校PTAへの委託講座についても、より効果的に実施していけるように、事業のあり方を再検討していく必要があります。

② ブックスタート事業

小・中学生の読書習慣の定着のため、「初めの一步」としての役割を担う本事業を継続して実施し、「子どもおはなし会」や児童向けの催し物への参加を促していくことが大切です。

さらにセカンドブック事業を実施することで、読書に興味を持つ児童、生徒の増及びステップアップを図る必要があります。

(3) 市民自主企画講座の支援

【施策の方向】

市民自主企画講座の支援体制の充実を図ります。

【取組の概要】

① 市民自主企画講座開設事業

市内の生涯学習に取り組む団体の支援と自主的な運営を推進するため、団体自身が選択した学習課題をテーマとした講座の企画を公募し、その事業を団体に委託したうえで、「市民自主企画講座」として実施しました。生涯学習推進のために、市民団体やサークル等の学習活動を支援するとともに、指導者や専門知識を持った人材の育成を行いました。

年度 項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施団体数	3 団体	4 団体	4 団体	2 団体	3 団体
参加者数	266 人	256 人	406 人	199 人	310 人

《参考》令和元年度実績

団 体 名	回数	タ イ ト ル
座間市写真連盟	4回	回想法—写真を見て語ろうあなたの「思い出話」
ざまねこ野良猫を増やさない会	4回	ご存知ですか？地域猫活動～ご近所の猫トラブルを考える～
座間ふるさとガイドの会	4回	「地図と私たち」～座間の重要文化財相模野基線に学ぼう～

【課題等】

① 市民自主企画講座開設事業

実施を希望する団体の固定化や年度によって希望団体数に差がみられる状況があります。市内の社会教育関係団体、サークル等に事業の主旨等を広く周知できるような方法を検討する必要があります。

(4) 生涯学習活動指導者の養成

【施策の方向】

生涯学習活動の指導者を養成し、推進体制の充実を図ります。

【取組の概要】

① 社会教育指導員設置事業

令和元年度 社会教育指導員配置数 4人（課1人、3公民館・各1人）

「座間市社会教育指導員規則」に基づき、社会教育指導員を委嘱し、生涯学習事業の特定分野について指導、学習相談、社会教育団体の指導及び育成に当たり、広く生涯学習の推進を図りました。

【課題等】

① 社会教育指導員設置事業

社会教育指導員は、各施設の現状に即した指導及び育成が必要となります。その指導及び育成には、関係機関との情報交換、様々な研修等に積極的に参加し、個々のスキルアップを継続的に図っていく必要があります。

(5) 生涯学習施設運営への市民参加推進

【施策の方向】

生涯学習施設運営への市民参加を推進します。

【取組の概要】

① 公民館運営事業

- ・ 公民館では、市民の学習ニーズを取り入れた事業や施設運営を行い、生涯学習プランに沿った事業運営を図るため、公民館運営審議会に意見を求め、事業の評価を依頼しました。

また、多くの住民が参加するイベント等は、市民による実行委員会形式を取り入れています。講座や集会活動では、各館の利用サークルと企画について話し合いの機会を持ち、地域の学習・文化活動の拠点として市民団体と共催するなど、市民との協働による事業を着実に進めた事業運営を実施しました。

- ・ 福祉や教育など、地域課題をテーマとした講座は、市内学校、子育て支援センター及び医療法人等他の機関と連携を進め、企画、運営をしています。また、県立青少年センター等市外の行政機関との連携も進めました。

② 図書館運営事業

- ・ 図書館主催事業の多くについて、「おはなし会サークル」や「図書館ボランティア友の会」をはじめとする多くのボランティア団体と協働で企画、運営しました。また、蔵書点検や毎月の書架整理も、それらの団体の協力を得て実施しました。

- ・ 「図書館ボランティア友の会」の主催により開催された「ワンスモアブックフェア（古本市）」では、図書のリサイクルを推進するとともに、その売上金で購入した図書が図書館に寄贈され、良好な連携体制が形成されています。例年2回実施していますが、令和元年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため3月が中止となり、9月のみ1回の実施となりました。

- ・ 「中学校POPコンクール2019」は、市内各中学校に対し学校単位での応募を依頼し、各校の協力を得て開催されました。また、作品は図書館の外、イオンモール座間店内に展示され、商業施設との連携も図られました。

- ・ 図書館に関する事業については、「子どもおはなし会」や「図書館を使った調べる学習コンクール」等、市民との協働による事業実施が着実に推進されています。

【課題等】

① 公民館運営事業

- ・ 庁内関係課、福祉施設、医療機関等との連携及び公民館利用サークル等の事業企

画・運営への市民参加が進む中、より地域課題に関わる学習を進めるため、健康、介護、保育及び子育て支援等の庁内関係課が取り組む行政課題の理解を深め、教育的な施策との整合性や調整を図る必要があります。

- ・ 趣味、教養及び文化活動では、サークル活動の支援を進め、講座の実施にも、企画委員会や準備会等を設け、サークルとの協働や公募による市民参加を、より進める必要があります。

② 図書館運営事業

- ・ 多様化する利用者の要望に対し、図書館事業を適切に運営していくためには、市民との協働が不可欠です。引き続きボランティア団体の協力を得るとともに定期的な意見交換を持ち、連携を推進する必要があります。
- ・ アクティブラーニングを取り入れた「座間市立図書館を使った調べる学習コンクール」や「中学校POPコンクール」は、学校の授業との合致が可能であることから、教職員や学校図書館司書と連携しながら取り組む必要があります。

【点検評価委員の主な意見】

- 市民への幅広い学習機会の提供と市民との協働による事業実施に努力されたことを評価する。今後は、新型コロナウイルス感染症の蔓延や予期せぬ現在の社会の変化に対応した「事業のあり方」をこれまでの課題等も踏まえ、緊急に検討していくことが必要である。
- 学校と市立図書館との連携が学校図書館司書の配置により着実に進んでいることを評価する。今後は、「座間市立図書館を使った調べる学習コンクール」「中学校POPコンクール」においても教職員や学校図書館司書との連携を密にしながら取り組むことにより、児童、生徒にとっては、市立図書館が身近な存在となり、将来的に市立図書館利用へとつながり読書活動へとつながっていくことが期待される。
- 家庭教育推進事業においては、「豊かな心を育むひまわりプラン」を熟知した上で、乳幼児から小・中学生までの子どもの発達段階と子育て中の親の現状を踏まえて、子育て支援担当部署や外部関係機関と連携し、講座の提供や支援を行うことが望ましい。また、市内子育て支援センター、保育園、幼稚園、学校と連携を深め、より一層「豊かな心を育む家庭教育」の推進に努められたい。
- 「ブックスタート事業」は意義ある事業であり、読書活動や子育てへの橋渡しとなるよう更なる事業として、セカンドブック事業などに展開されることを期待する。

評 価

◎ 公民館施設では、会議室等の机、椅子等の更新を進めます。更に老朽化や利用者の高齢化等を考慮した設備や備品の更新を図ります。

◎ 市民の生涯学習活動推進のため、市民自主企画講座や家庭教育委託講座など学習活動の充実を図るとともに、実施団体の新規参加の推進にも努めました。市民大学は、相模原市と共同で「相模原・町田大学地域コンソーシアム」に委託し、開催しました。今後はより市民のニーズを把握したうえで事業を展開し、効果的なPR方法も検討しつつ、新しい受講者やより幅広い年齢層の受講者の拡大に努めます。

◎ 生涯学習の振興については教育大綱に示した施策の方向性に基づいて、幅広い年齢層の市民及び各サークルの自主的な生涯学習を支援し、意欲を高めるために、学習、スポーツ、芸術等の活動に参加できる機会と場の確保を図ります。

今後も、子育て中の親を対象にしたこころの育児講座及び夫婦で参加する子育て講座等を開催し、豊かな心を育む家庭教育及び文化事業の提供に努めます。また生涯学習フェスティバルについては、今後も地域の生涯学習活動や公民館活動の活性化にどう結び付けていくかを意識しつつ、時代に即した市民ニーズも敏感に取り込みながら、より意義のある事業運営に努めます。

◎ 図書館では、学習活動の支援に図書館事業として取り組むため、基本となる蔵書の整備を進め、資料の充実を進めます。さらに、令和2年度より導入する電子図書館について、利用状況を確認しながら整備に取り組みます。

また、成人向け、児童向けの講習会、講座を開催し、学習機会の拡大に努めます。定着してきたブックスタート事業は、魅力ある児童向け事業を実施しながらその後の読書習慣へつながるようにセカンドブック事業などの展開に努めます。

5 市民文化

＜総合計画における目標＞

市民は、芸術文化を親しみ豊かな生活を営むとともに、地域の歴史や文化財への関心を高め、次世代に伝える活動に取り組んでいます。

令和元年度は、2月上旬までのイベントや展示会、文化講座等については計画通り開催することができました。しかし、2月中旬以降のイベントについては新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を中止いたしました。同様に、座間市立市民文化会館においてもイベント等の中止を余儀なくされ来館者数に影響が出ました。

今後は、コロナ禍での新しい生活様式に沿い、感染拡大防止に配慮した市民文化の取り組みを模索し、市民の芸術文化活動等に応じていく必要があります。

(1) 文化施設の整備・維持管理及び運営

【施策の方向】

文化施設の整備・維持管理及び運営の充実により、優れた芸術文化に触れる機会の拡充を図ります。

【取組の概要】

- ① 座間市立市民文化会館（ハーモニーホール座間）は、芸術文化の活動拠点として、市内外の個人、各種団体等に利用され、芸術文化の鑑賞及び自主的な芸術文化活動の場とされています。また、平成18年度からは、公益財団法人座間市スポーツ・文化振興財団が指定管理者として、施設の管理運営を行っています。

このような中、開館から20年以上が経過し、設備の経年劣化や耐用年数の経過に伴う修繕等が必要となり、令和元年度は舞台機構設備制御部（電動装置システム）の更新を行いました。

- ② 令和元年度の座間市立市民文化会館（ハーモニーホール座間）の自主企画事業は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため9事業は中止となりましたが、50事業を実施し、入場者（参加者含む）は46,262人でした。

その中で、日本歌曲の認知度を高めるとともに、日本音楽の普及と座間の地域発展を目指して、第3回日本歌曲コンクールを開催いたしました。また、昨年度に引き続きアウトリーチ事業として、劇団四季による「美しい日本語の話し方教室」を市内の小学校で実施しました。

- ・ 座間歌曲祭 2019 第 3 回日本歌曲コンクール
参加者 94人
入場者数 延べ1,210人
- ・ 劇団四季「美しい日本語の話し方教室」(対象:6年生)
中原小学校6年生 74人 座間小学校6年生 113人
相武台東小学校6年生 91人 東原小学校6年生 109人

【課題等】

- ① 座間市立市民文化会館（ハーモニーホール座間）の施設・設備の大規模修繕については、日常の点検結果を考慮した計画的な施設の修繕や設備の更新を図るとともに、継続的な安全性の確保を最優先に考えながら、施設や設備の延命化と利用者の利便性の向上を図る必要があります。
- ② 座間市立市民文化会館（ハーモニーホール座間）の利用者数の減少については、昨年度に引き続き修繕に伴う貸館日数の減少などが考えられます。加えて令和元年度は10月に発生した台風19号の影響や2月後半より新型コロナウイルス感染症の影響で利用のキャンセル、自主事業の中止などにより利用者は大幅に減少いたしました。
 今後は館内の徹底した衛生管理を行う一方で、利用者数の増加に繋げるために、より一層の市民ニーズの把握に努め、芸術文化の活動拠点として、より多くの市民の方に利用されるよう運営の充実を図る必要があります。

[座間市立市民文化会館年間利用者]

年度 項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数	222,072 人	229,160 人	216,788 人	205,168 人	181,633 人

(2) 市民の文化活動支援

【施策の方向】

市民文化の創造を目指し、文化団体の育成や指導者の養成を積極的に進めるなど、市民の文化活動を支援します。

【取組の概要】

- ① 市民の自主的な創作発表、鑑賞活動を拡大する機会を提供し、より高い水準の芸術文化への関心を高めていただき、その活動の広がりを振興するため、市民芸術祭、児童文化展、美術展、及び芸術文化セミナーなどを開催することにより、芸術文化活動の充実と文化団体の育成及び活動の支援に努めました。また、座間市立市民文化会館

(ハーモニーホール座間)での芸術文化活動は、指定管理者と連携し近隣文化施設への広報を行いました。

- ② 令和元年度の美術展では、市内在住の芸術家の相笠昌義氏による「時の過ぎ行くままに」を開催し、氏の中学生から近年描いた自画像を中心に、油彩・版画・コラージュなど幅広いジャンルを展示しました。これにより日本を代表する画家の作品をより身近に堪能していただくことで、芸術文化の啓発を図ることができました。また、市内で活動する芸術家を中心に結成されたアーティストファイル登録者による作品展「座間・アートの今展」では、それぞれの作品を展示しました。さらには、芸術家の協力のもとワークショップを通して市民の方への創作機会を提供する場となったとともに、市民との協働による事業を実施することができました。
- ③ 文化講座では、美術ジャーナリストで女子美術大学・東京藝術大学などで非常勤講師をされている藤原えりみ氏による西洋美術史入門講座を開催し、多くの方に学んでいただくことができました。また、演劇体験講座として市内在住の能楽師清水寛二氏による能楽体験講座を行い、最終回には座間市立市民文化会館（ハーモニーホール座間）小ホールにて発表会を開催しました。さらには、市内の文化団体との協働事業として、さつき講習会、菊作り体験、書道講座、吟道体験教室などを開催いたしました。

【課題等】

- ① 市民の心の豊かさや生きがいなど、精神的な充実につながる積極的な芸術文化活動を支援するため、引き続き作品の展示や創作発表の場をさらに充実する必要があります。
- ② 美術展については、市民が満足できる芸術文化のレベルアップにつながる事業展開を継続的に行い、様々なジャンルの優れた芸術文化に触れる機会を提供していくとともに、市内で活動する芸術家との協働事業についてもさらに充実させる必要があります。
- ③ 文化講座については、芸術文化活動団体のさらなる育成や支援に努める一方で、市内の文化団体や市内在住の芸術家などとの事業をさらに充実させて、積極的に協働事業を行っていく必要があります。

(3) 歴史・伝統文化の保存と継承

【施策の方向】

歴史・伝統文化の保存、継承に努めます。

【取組の概要】

① 文化財保護・活用の推進

- ・ 市指定重要文化財は平成24年度指定の「椿」（栗原所在、個人宅庭内 天然記念物）を含め36件となり、市内の指定文化財は星谷寺の「嘉禄3年（1227年）紀梵鐘」（国重要文化財）を入れて37件を数え、保存管理者と共に保存・活用を行いました。

座間市内指定文化財一覧（国及び座間市指定）

種別	区分	名 称	所在地、由緒等
重文	銅鐘	嘉禄三年紀梵鐘	星谷寺 嘉禄3年(1227) 紀銘(国指定)
有形文化財 (34)	古文書 (10)	星谷寺文書	星谷寺 中世文書 秀吉制札他3通
		鈴木家鍛冶文書	個人蔵（座間1丁目）中世文書 道俊書状他3通
		大矢家文書	個人（栗原中央四丁目）近世文書一括（旧栗原村）*
		飯島家文書	個人蔵（入谷5丁目）近世文書一括（旧入谷村）
	建造物 (石造物) (7)	岩城常隆供養塔	心岩寺 岩城常隆（いわき市平の城主）江戸中期の建立 1基
		石造大日如来座像	個人宅（座間1丁目）江戸時代前期建立 1基
		六字名号碑	宗仲寺 江戸時代初期建立 源栄上人入山記念 1基
		蜻蛉燈籠	宗仲寺 献燈形 推定江戸初期建立 1基
		神変大菩薩碑	諏訪明神 江戸時代後期建立 役小角の称号碑 1基
		宝篋印塔	星谷寺 江戸時代中期建立 市内最大の宝篋印塔 1基
		保田安兵衛供養塔	浄土寺 江戸時代中期建立 市内最古の寺子屋師匠の供養塔 1基
	美術 工芸 (3)	相州住綱廣銘脇差	個人蔵（座間1丁目）室町末期の作 平造り 1振
		相州住周廣銘脇差	個人蔵（座間1丁目）戦国時代の作 平造り 1振
		鐙	円教寺 室町時代後期 総鉄製 佐々木掛け 1双
	彫刻	釈迦如来立像	心岩寺 室町時代 木彫 1体
	書跡 (2)	写経	円教寺 紺紙金泥卷子仕立 1巻 鎌倉時代中期
		栗原学校扁額*	明治10年代 山岡鉄舟揮毫 市教育委員会保管
	天然記念物 (6)	咲き分け散り椿	星谷寺 1株
		大櫨（けやき）	護王大明神社境内 樹齢推定300年 1株
		桑	個人宅（座間1丁目）普通十文字種 1株
ニッケイ		個人宅（西栗原一丁目）樹齢推定110年 1株	
シラカシ		栗原神社境内 樹齢推定500年 1株	
椿		個人宅（栗原）樹齢推定約330年以上 1株	

史跡 (5)	鈴鹿横穴群第一号	個人宅推定（入谷1丁目）1,300～1,400年前	
	梨ノ木坂横穴群	羨門部石積に特徴あり 第一号・第二号（入谷5丁目）*	
	鈴鹿遺跡	鈴鹿明神境内 縄文時代後期（約3,500年前）の平地式住居址等（住居址及び遺跡包蔵地）	
	相模野基線南端点	個人宅（ひばりが丘一丁目）日本最古の一等三角点（明治15年）	
	基線中間点*	相模野基線上に明治35年に設置された中間点（相模が丘二丁目）。	
(2) 無形文化財	無形民俗文化財(2)	祭囃子	若音会「かまくら」、「やたい」2曲
		座間歌舞伎	入谷歌舞伎会

※市内指定文化財の総数は37件（国指定1、市指定36 *は市及び市教育委員会で管理をしている文化財。令和2年3月31日現在）

- 文化財めぐりは、市内で活動する「座間ふるさとガイドの会」に文化財や神社仏閣、名所などを紹介する講師をお願いし、参加者の好評を得ました。

なお、令和2年3月にも予定していた文化財めぐりは、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として開催を中止しました。

実施月日	コース名称	主な行先	参加人数
令和元年 9月29日(日)	鎌倉古道がと おる『皆原地 区』を訪ねる	(座間駅→星谷寺→三年坂→護王大明神社→諏訪神社→梨の木坂横穴群→神井戸→榎戸橋とお松の碑→おしな坂→廻国供養塔と奥津稻荷→神明社)	13人

- 座間ふるさとガイドの会は、市内の文化財・文化遺産に関わる史跡等を、市教育委員会や市内のその他の団体の要請を受けてガイドを行いました。また、市内小学校や福祉施設での郷土紙芝居の公演等を行いました。同会では、地域の古老や研究者に講師を依頼し、講演会や研究会などを開催するとともに、他市のボランティアガイドとの交流や研修会の実施、会員の手によるオリジナル郷土紙芝居の作成など、会員のスキルアップのための学習活動を積極的に実施しました。

また、市健康づくり課事業の「座間市坂道ウォーキングマップ～坂を歩いて健康づくり～」の制作も協力しました。

② 大凧揚げの歴史の継承と無形文化財保持団体の育成

- 大凧の製作や行事の実施は、「座間市大凧保存会」が主体となり、その他各種団体と協働で行っており、例年5月に実施される「大凧まつり」のほか、市内各中学校に凧揚げの指導をする等、関連団体と連携することにより、昔から伝わる伝統的な行事や技術を若い世代へ継承することにも取り組みました。

生涯学習課としては、市民及び関係部局からの大凧に関わる歴史的な問合せに答えるなどの対応を行いました。また、伝統や技術を永く後世に伝える資料とするため、その歴史的資料、現代における大凧の製作過程及び掲揚の様子等をまとめた映像を作成しました。これについては、Youtube 座間市公式チャンネルにアップロードし、大凧の歴史や伝統を後世に伝えるための周知をしました。

- 入谷歌舞伎や祭囃子団体など無形文化財保持団体の保護育成にも努め、11月の市民芸術祭での発表（入谷歌舞伎）、1月の新春祭囃子たたき初め大会を教育委員会と共催するとともに、座間市民ふるさとまつりでの公演（祭囃子）等多くのイベント等に出演しました。

③ 企画展示（常設展示室）

- 座間市立市民文化会館（ハーモニーホール座間）1階の常設展示室では、企画展として、次の3回の展示会を行いました。

第1回 「写真でみる芹沢の地下壕」（6/1～6/30）

近年市民の関心が高まっている芹沢公園内の地下壕の内部を大判写真で展示し、地下壕のありのままの様子を知ってもらう展示を行いました。

第2回 「鷹狩りと座間 江戸時代の座間の暮らし」8/1～9/3）

『座間市史資料叢書9 大矢家文書Ⅱ御鷹場文書』刊行にちなんで、その内容をかみ砕き、当時の鷹狩りの様子や、地元の人びとがどのように関わっていたのかについて説明する展示を行いました。

第3回 「座間の神社と御祭神 わたしたちの身近な神さま」（2/3～3/5）

日本書紀編さん1300年を機に、日本書紀神話を通じて地域の神社の祭神を紹介し、神社への理解や郷土愛を深めてもらうことを目的として展示を行いました。

④ 刊行物の刊行及び資料等の収集・整理

- 「座間むかしむかし第42集」の刊行
「大矢弥市と木杯」、「寺子屋師匠 滝沢仁平の座間開業と水鉢の「舎田堂」銘」の2編を収録し発行しました。
- 市史編さん事業として古文書等の収集資料の整理を継続して行いました。

⑤ 郷土資料館整備事業

第四次座間市総合計画で位置付けられている郷土資料館整備事業について、「座間市郷土資料館整備事業検討委員会」を設置し、大学の博物館学の専門家や学識経験者ら5人による郷土資料館の整備に関わる検討会議を開催しました。

日 程	内 容（概 要）	場 所
令和元年 7月5日（金）	あつぎ郷土博物館、市内民具等保管場所の視察	あつぎ郷土博物館、 市内民具等保管場所
9月27日（金）	郷土資料館整備事業検討委員会提案書（仮）骨子案 について	座間市役所 5階5-5会議室
令和2年 3月26日（木）	令和2年度郷土資料館整備事業検討委員会開催予 定について 郷土資料館整備に係る提案書文案（冒頭）について	ハーモニーホール座間 小会議室

⑥ 樹木保全事業

市指定重要文化財（天然記念物）の大欒、シラカシ、ニッケイ、咲分け散り椿、椿の5樹について、樹勢点検を実施しました。

【課題等】

- ① 文化財保護・活用については、「座間ふるさとガイドの会」が行う「文化財めぐり」は好評で、健康ざま普及員などからの依頼に加え、近年は市内小学校での紙芝居公演やコミュニティセンターでの各地域に沿った歴史講座の開催、市民芸術祭や図書館での文化財についての展示会など、活動が多岐に渡るようになり、行事の内容を充実するために、ガイド技術や郷土の歴史、地域特有の知識の向上等が一層望まれています。
今後も講師の紹介等、会の活動に協力するとともに、会員・参加者ともに高齢者が多い傾向にあるため、感染症等の防止対策に充分配慮しつつ推進していく必要があります。
- ② 大風揚げの歴史継承と無形文化財保持団体の育成については、郷土座間の民俗文化を市民、さらには市外の人に周知するため、関係部局及び座間市観光協会など外部団体との協力・協調の中で紹介していくとともに、より若い世代（小・中学生等）に参加を呼び掛けていく必要があります。
- ③ 常設展示室の企画展示については、市史編さん事業の中で調査した資料を活用し、市域の歴史や民俗に関する資料（主に写真資料）を幅広く市民に紹介することや過去に調査した文化財を取り巻く環境の変化なども踏まえた継続調査を行い、感染症等の防止対策に配慮しつつ、その結果などを紹介する企画展を今後も実施していく必要があります。
- ④ 刊行物の刊行及び資料等の収集・整理については、歴史・伝統文化の保存及び継承をするため、今後も引き続き座間の歴史に関わる資料の収集・研究を行い、計画的に市史などに関わる刊行物を発行していく必要があります。
- ⑤ 郷土資料館整備事業については、文化遺産の保存と活用を図るため、座間市郷土資料館整備事業検討委員会の意見を取り入れながら座間らしい施設の設置や将来的な運営について計画を検討していく必要があります。
- ⑥ 樹木保全事業では、今後も地域に根付く見守りの樹として、市民に愛される文化財として維持するため、注意深く管理していく必要があります。

【点検評価委員の主な意見】

- 優れた芸術文化に触れる機会の拡充や市民の文化活動支援、文化団体の育成及び活動支援に努力され、市民との協働による事業実施も着実に推進されていることを評価

する。今後もより多くの市民等に利用される座間市立市民文化会館として、運営の充実と市内外へ広く情報を発信し、さらに「課題」にもあるように市民ニーズの把握に努める必要がある。

- 伝統文化の継承について「大凧揚げ」では、市内中学校全校の参加が得られたり、後世に伝える資料として完成した映像記録をSNSで情報発信したり等、シティセールスに努められたことを大いに評価するとともに中学校の参加の継続と若い世代の参加の輪が更に広がる取り組みを期待したい。
- 伝統文化の保存・継承、文化財の保護・活用については、「座間市大凧保存会」「無形文化財保持団体」「座間ふるさとガイドの会」との協働による事業実施が図られていることを評価する。今後も伝統文化の保存・継承活動、文化財の保護・活用活動への支援に努められたい。
- 指定文化財など貴重な品々の展示は、庁舎内やハーモニーホール座間常設展示室での企画展の開催などで、積極的に取り組まれていることを評価するとともに、体系的展示が可能な郷土資料館の整備の検討を期待したい。

評 価

- ◎ 座間市立市民文化会館（ハーモニーホール座間）は、市民の芸術文化の拠点としての役割が大きいことから、設備の計画的な修繕等を行うなど、日常の保守点検や施設・設備の維持管理については特に配慮しました。また、令和元年度は照明のLED化を進め環境面にも配慮しました。今後も利用者の安全性や利便性の向上のために、施設・設備の中長期修繕計画の中で大規模修繕や設備更新に努めます。
- ◎ 座間市在住の日本を代表する画家による美術展や市民になかなか触れる機会のない現代美術展についても引き続き取り組みました。
- ◎ 市民を対象に教育大綱に示した施策の方向性に基づいて芸術文化の種をまく事業として、能楽体験講座を開催しました。座間市在住の能楽師に講師となっていただき、能楽の歴史、所作・発声等伝統文化を体験し、最終回には受講生参加の発表会に仕上げていただきました。今後も市民ニーズの把握に努めながら、芸術文化活動の拠点としての発表の場を提供するなど、独創性のある新たな文化の創造・発信に努め、地域のコミュニティ形成やまちづくり活動に生かす継続的な市民の芸術文化活動の充実を図る取り組みを促進します。
- ◎ 市民の財産である文化財を保存・継承するため、市指定重要文化財の適切な管理や、無形文化財を保持する団体の支援・後継者の育成に取り組みます。
- ◎ 市内の文化財に親しんでもらうことにより、郷土愛や市の歴史に対する興味を育

むため、定期的に文化財めぐりを実施していきます。今後も、市民ボランティアガイドの育成等を通じて、事業内容の充実を図ります。

- ◎ 市史編さんや、大凧祭りの映像記録作成をはじめとする、伝統文化のアーカイブ化による後世への継承に取り組みます。また、それら資料の集約施設となる郷土資料館の設置についても検討していきます。

Ⅲ まとめ

平成31年4月、本市は「第四次座間市総合計画」の実現に向けて9年目を迎えました。

この構想に掲げる将来のまちの姿「ともに織りなす 活力と個性 きらめくまち」を目指して、教育部門における将来目標「のびやかに 豊かな心 はぐくむまち」の実現を着実に推進するため、学校、家庭、地域社会が一体となって連携・協働を図りながら、本市が現有するあらゆる教育資源を有効に活用して、新しい時代に対応した教育施策の具現化に全職員一丸となってまい進しているところであります。

一方、急速に進む少子高齢化、国際化や情報化の発展、ライフスタイルの変化や地域コミュニティの希薄化等、子どもたちを取り巻く環境が刻々と変化していく中で、教育に対するニーズも多種・多様化し、その課題に対する取り組みから教育に寄せられる期待は切実であります。

そのような中、日々変化する教育問題に対応する令和元年度の教育予算の主要事業の一つとして、施設の老朽化や機能低下が進んでいる校舎の改築、改修を実施し、防災機能強化等に努めました。

また、本市の教育行政を推進するための基本指針となる「座間市教育大綱」と、すべての子どもたちが安心して学び、健やかに成長していくための指針となる「座間市いじめ防止基本方針」によって、取り組むべき施策の展開を図りました。

生涯学習につきましては、「座間市生涯学習プラン」の推進により、利用者の学習活動の拠点となる施設の整備、充実を図るとともに、貴重な文化財の保護に取り組んでまいりました。

今後も、教育事務の点検、評価等によって事業の妥当性など多角的に検証しつつ、限られた財源の効率的、効果的な配分に努め、市民ニーズの多様化・高度化や社会情勢の変化に適切に対応した質の高い継続的な行政サービスを推進してまいります。

なお、本年2月以降感染が拡大した新型コロナウイルス感染症は、感染拡大防止のため、密閉、密集、密接を避ける必要があるとされ、学校の一斉臨時休業や生涯学習事業の一部中止、社会教育施設の使用制限が行われる事態となりました。今後は従来どおり事業を行うことが難しい状況であることから、感染拡大防止対策と両立した事業の実施に努めていきます。